

Title	スコットランド王ロバート一世の王権と印璽(上)
Sub Title	The seals and kingship of Robert I of Scotland (part one)
Author	坂下, 拓治(Sakashita, Takuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2016
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.4 (2016. 2) ,p.59(693)- 100(734)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20160200-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スコットランド王ロバート一世の王権と印璽⁽¹⁾ (上)

坂下拓治

序―問題の所在

「尚書部長官 *chancellor* は当然令状 *writs of course* でない限り、王からの命令、あるいは王が出席する顧問会議の命令がなければ押印しない。……(中略)……また彼は、二四名委員会によってつくられた、そしてつくられることになる規定に背くいかなるものにも押印しない⁽²⁾」。これは、一二五八年のオックスフォード条令 *Provisions of Oxford* で定められ、尚書部長官に求められた宣誓の一部である。イングランドの諸侯は、失政を繰り返す専制的なヘンリー三世の行動を制限し、政治を改革するために、尚書部長官と、*国璽 great seal*、そしてそれを付して発給される文書を統制しようとした。人々は、尚書部長官を通じて文書が発給されるときに使われる国璽を、

王の専制の根源だとみなしたのである⁽³⁾。

印璽の取り扱われ方を政治的に重要だと注目したのは、中世に生きた人々だけではなかった。後世の歴史家にとってもまた、印璽がどのように使われたかは中世イングランドの憲政史における重要な着眼点であり、王国の形成・発展と密接に結びつけられてきた⁽⁴⁾。例えば、すでに一九世紀の後半に W・スタップズが印璽について何度も言及していた。しかし、行政制度よりも統治の封建的構造に注視した彼の著作の中で、印璽は必ずしも大きな役割を与えられたわけではなかった⁽⁵⁾。印璽の憲政的な重要性が明らかにされるのは、二〇世紀前半の T・F・タウトによる研究を待たねばならなかった。行政における王の印璽の重要性を詳細に説明したことは「彼の最も優れた業績」として認められている。彼は、王の家政 *House-*

1010のそれぞれの部門が順番に王の管理下から独立していく過程を、すなわち「宮廷の外に」出て行く過程を強調した。彼はこの経過を印璽と密接に関連させることで、イングランド王の統治が憲政的に、あるいは議会的な動きによって次第に制限されていく進展を描いた。前述したような一三世紀中葉の諸侯の運動が王に国璽を放棄させることを強い、その結果王は個人的に王璽 *privy seal* を用いることとなった。さらに一四世紀初頭になると、バロンの反乱の結果、エドワード二世が王璽の使用を制限され、新たな印璽、すなわち御璽 *signet* を用いることになった。このような印璽に注目した研究によりイングランド王権が説明され、一四世紀のイングランド人は「個人の権能を有した王自身と、統治の中心としての王冠とを区別し始めた」のである。⁸⁾

このようなイングランド史学史とは対照的に、政治的な背景でスコットランド王の印璽の使用が詳細に検討されることは、これまでほとんどなかった。⁹⁾ 数少ない印璽・印章研究の一つの例外はG・シンプソンによるものである。彼は、スコットランド王アレクサンダー三世(一二四九年—一二八六年)の未成年期に使われたそれまでの国璽よりも小さな印璽は、王璽ではなく「小さな

国璽」であり、この印璽が王アレクサンダーの「未成年期の王権」を象徴していると主張した。¹⁰⁾ この研究のような例外はあるものの、即座に「なぜ中世スコットランドの王権の歴史が印璽によって描かれてこなかったのか」と問うことができる。同時代人が印璽を些細なものと考え、手がかりを残さなかったからだろうか。あるいは、現代の歴史家が印璽の重要性の兆候を見逃してきたからだろうか。

本研究は、このようにこれまで顧みられてこなかったスコットランド王の印璽に注目する。とくに、スコットランド王国の形成にとって決定的な時代の一つであった王ロバート一世(ロバート・ブルース)の治世(一三〇六年—一三二九年)に注目する。彼がスコットランド王の中で初めて、イングランドでは憲政的な進展を示す第二の印璽を常用するようになったのである。文書史料を通じ、印璽の使用を中心とした統治を明らかにすることで、次節で見えていくような中世の年代記の叙述を引き継いできた「英雄としてのロバート」というナショナルイデオロギックで単純な姿ではなく、イングランドや他の有力者との複雑な関係の中でスコットランドを支配するため尽力するロバートと、同時代のスコットランド王権や

王国のあり方を描くことができるだろう。

一 ロバート一世の歴史叙述

英雄としてのロバート

本節では、わが国ではほとんど知られていないロバート一世についての叙述の伝統を概観していく。大国に対する小国という他の例に漏れず、スコットランド史の叙述はイングランドとの関係の変化と、叙述する人の立場の違いによって大きく左右されてきた。しかし、ロバート一世の叙述はそのような変化による影響を比較的受けず、彼はほとんどのスコットランドの歴史家によって英雄として扱われてきた。スコティッシュ・ナショナルリストによって独立を勝ち取った英雄として、スコティッシュ・ユニオニストによってはイングランドとの「対等な」合同を成し遂げることを可能とさせた英雄として彼は描かれてきた。ホイッグ信奉者によってさえも、エドワード一世とエドワード二世の専制的野望を打ち砕き、憲政的イングランドを可能なさしめた人物として彼は描かれてきた。⁽¹⁾ このようなロバートについての叙述は、概して以下のように語られる。

一三〇六年、当時スコット人の指導的存在であった

スコットランド王ロバート一世の王権と印璽 (上)

ジョン・カミン John Comyn を殺害することでロバートは王位に就いた。しかし、最初のうちは「スコットランド」のごく一部の地域と人々を支配できただけであった。イングランドの側につく敵を排除していくことで、一三二四年にかけて次第に支配を拡大していった。その年のバノックバーン Bannockburn の戦いでイングランドのエドワード二世を打ち破ることで、ロバートはスコットランドでの地位を確立した。その結果、スコットランド人の結束が高まり、一三二〇年に教皇に送られた有名なアーブルウス宣言 Declaration of Arbroath で、スコットランド人の「ネイション」の独立が鮮やかに表明された。⁽²⁾

このような叙述の伝統は、一四・一五世紀の中世の年代記作者にまでさかのぼることができる。ジョン・バーバー John Barbour やジョン・オブ・フォードン John of Fordun、ウォルター・バウアー Walter Bower といった著者は、スコットランド王国を滅亡から救った愛国的な英雄としてロバートを描くことで一致している。⁽³⁾ 一四世紀後半にバーバーは独立戦争に関する英雄叙事詩である『ブルース The Bruce』を書き、イングランドに対する

王ロバートの奮闘を称えた。同じ頃にフォードンは、王ロバートと彼のブルース王朝を支持するために作られたプロバガンダによって大いに影響を受け、明確なナシヨナリストの路線を継承した。⁽¹⁴⁾ 彼は王ロバートを次のように語っている。

イングランド人がスコットランドのすべての部分を尊大にも支配した。……(中略)……しかし神は、慈悲深くも、いつもしてくださっているように、スコット人の苦難と止めどない嘆きに対して同情を示した。それで神は、彼らのために救世主であり闘士を、彼らの同士のうちの一人、すなわち、ロバート・ブルースをもたらしした。この男は、彼らが嘆きの泥の中で打ちのめされており、救いと助けの望みを喪失しているのを理解し、悲嘆によって心を突き動かされた。彼は力を手にし、日の熱と、寒さ、飢えによる耐えられないほどの無数の苦闘を経験し、陸でも海でも、疲労や絶食、危機、そして敵の罵りだけでなく、偽物の味方の罵さへも喜んで歓迎した。……(中略)……一三二九年六月七日、誉れ高き傑出したスコット人の王であるロバート・ブルースが、彼の治世二四年にカードゥロス Cardross で亡くなった。

彼は、彼の時代のすべての生ける者たちを超越した、勇敢な騎士であった。⁽¹⁵⁾

このようにフォードンが形作った原型をバウアーの『スコット人の年代記 *Scotichronicon*』が引き継ぎ、これがその後数世紀にわたって中世スコットランドの歴史のための重要な情報源となった。⁽¹⁶⁾ これらの中世の著作家による叙述史料が、現代の歴史家に手がかりを与え続けている。

このような中世の著者にとつてだけでなく、彼らに影響を受けたのちの歴史家にとつてもまた、バノックバーンでの勝利やアーブロウス宣言が彼らの叙述にとつて理想的な出来事であったことは想像に難くない。彼らは実際にそれらの出来事を英雄的な大勝利として描いてきた。例えば、二〇世紀前半の著者であるE・バロンは、バノックバーンでの勝利を彼の著作『スコットランドの独立戦争 *The Scottish War of Independence*』の質的な結びとして扱い、「この日以降、「独立に関する」問題に疑いはなかった」と述べている。⁽¹⁷⁾ 中世スコットランド史の現代的歴史学による先駆者の一人であると言われるG・W・S・パロウでさえも、王ロバートの伝記的研究『ロバート・ブルースとスコットランドの王国共同体 *Robert*

『Bruce and the Community of the Realm of Scotland』の中でバノックバーンとそれに至るまでの過程を詳細に描き、それ以降を彼の歴史のたんなる終章のように扱った。⁽¹⁹⁾

近年の評価

しかし最近の研究は、ロバートの治世の多様な側面を、より歴史学的な手法で追求してきている。その結果の一つが、彼を英雄として祭り上げるための最大の根拠であるバノックバーンの戦いの再検討である。その戦いが与えた長期的で広範な影響が強調される一方で、勝利したことでスコットランドにもたらされた即座の影響が見なおされてきている。実際にバノックバーンの影響はけっして小さくなく、政治や社会に大きな影響を与えた。戦いの直後である一三二四年一月に制定された定めによって、その日までに王ロバートの忠誠と平和の外にいたものは永遠に財産を没収される、と宣言された。⁽²⁰⁾ この定めによってスコットランドとイングランドの両方において土地を保有することが不可能となり、それまでアングロ・スコティッシュ社会で栄誉を享受してきた境界横断的な貴顕が存在できなくなった。スコットランドとイングランドに対する二重の忠誠は受け入れられなくなったの

である。⁽²¹⁾ さらに、バノックバーンでの勝利はブルース王朝の存続にとつて決定的であつた。その戦いのあとに続く比較的平和な時期のおかげで、すべてのスコット人が一二九六年からの戦いによる損害を回復することができた。戦いの開始以降にイングランド側に捕虜とされてきた多くのスコット人が、バノックバーンで捕らえたイングランド人捕虜との交換で解放され、その中の一人であるロバートの妻の解放によつて男子をもうけて彼の王朝を作ることに可能性を開いた。⁽²²⁾ また、バノックバーンの勝利によつて、ロバートは北イングランドと 아일랜드へと戦線を広げることが可能になった。北イングランドへの度重なる侵入によつてこの地域は軍事的境界地域へと変容し、同時にスコットランドへと多大な富もたらされた。アイルランドへの遠征は、ロバートの兄弟の中で唯一の生き残りであり彼の相続人もあつた弟エドワードによつて率いられ、けっして成功したものではなかつた。しかし、その遠征はアイルランドでのイングランドの統治を制限し、その社会を大いに変容させることになつた。⁽²³⁾ 歩兵によつて貴族的な重装騎士を打ち破つたバノックバーンは、フランドルにおけるクルトレ Coutrait の戦いと並んで、西ヨーロッパにおける戦い方

に変化を与えるきっかけとなった。⁽²⁴⁾

このようなバノックバーンの戦いそれ自体の影響の大きさが注目される一方で、スコットランド側の勝利を過大評価することに警鐘が鳴らされている。すなわち、バノックバーンの戦いの本質は、スコットランドの勝利にあるのではなく、イングランドの失敗にあった。確かにバノックバーンは、スコットランドの政治社会を牛耳ってきたカミン家の繁栄の時代である「カミン家の世紀 Conyn century」を実質的に終わらせ、中世スコットランド史における大転換の一つであった。⁽²⁵⁾しかし、この戦いは、イングランドとの戦争を終結させたわけではなかった。ようやく一三二八年のエディンバラ条約でイングランド人はスコットランドの独立を認め、しかも王ロバートの死後に再び戦争が始まった。バノックバーンの戦いはロバートの治世のほんの一つの段階であり、支配を確保しよう奮闘する段階から、イングランド王と教皇からの認可を得ようと試みる段階への変化の橋わたしにすぎなかった。⁽²⁶⁾このような流れを受けて、特に近年は「バノックバーン以後」が楽観視されることはなくなった。ロバートの治世の後半が歴史家の注目を集めるようになり、特に一三二〇年に起こった二つの出来事、アープロ

ウス宣言と「ソウルズの陰謀 Soules Conspiracy」についての研究が伝統的な彼の治世の理解に修正を迫っている。

アープロウス宣言は一三二〇年四月六日付けで教皇に宛てられた書状である。教皇ヨハネス二世は、キリスト世界の平和を乱すロバート一世を破門し、彼と数人の司教を教皇庁に召喚した。それに対する返答として作成されたものがアープロウス宣言であり、スコットランドの「ネイション」にとって重要な文書であると長くみなされてきた。一九世紀初頭の詩人であり作家であったウォルター・スコット Walter Scott は、その宣言を「強烈な意識と自由の猛々しい精神の激烈な表明である」として褒め称えた。⁽²⁷⁾このようなロマンティックな見方が長く維持され、この宣言についての学術的な研究は数十年前までほとんど進展を見なかった。

そんななか、一九七一年に A・A・M・ダンカンはその宣言の作成過程に挑んだ。⁽²⁸⁾宣言はスコットランドのバロンの名の下で発給されているが、実際には「王の政府によって外交目的のために（あるいはプロパガンダのために、と言ったほうがよいかもしれない）作成されたものである⁽²⁹⁾」。ウォルター・バウアーが彼の年代記で述べ

るような四月六日のアープロウスで開かれた会合は、スコットランドの「ネイション」の、あるいは「王国共同体」の存在を知らしめるものだと思われてきた。しかし、ダンカンによると、実際にはそのような会合は存在せず、三月に王と有力者が教皇への返答についてニューバトル Newbattle で議論したあと、尚書部長官がアープロウスへと移動し、そこで四月に彼が教皇への返答を「創作」した。王に仕える誰かが、尚書部長官の指導にしたがってその草案を宣言へと清書した。³⁰ このダンカンによる研究の結果、この文書は「王の行政による産物であるとみなされなければならない」ということが広く受け入れられている³¹。

このような作成過程への注目が、内容についての相対化をも促してきている。第一に、廢位についての項目である。

しかしもし彼「王ロバート」が彼自身ですでに始めていたことを放棄し、我々や我々の王国をイングランド王やイングラント人に従属させるようなことをするならば、我々は即座に彼を我々の敵であり彼と我々の権利の転覆者であるとして放逐しようとするだろう。そして、我々を守ることができる誰か他の

ものを我々の王とすることになるだろう。³²

歴史家の中にはこの項目を宣言で最も重要であると見てきたものがある。その中に、成熟した共同体がはぐくんだ「国制的結実」を見つけることができるからである。他方、作成過程の研究を踏まえて、そのような国制的な重要性を否定し、宣言の実際的な役割を強調するものも増えてきている³³。また、第二の相対化は、教皇に対する請願というアープロウス宣言のような手続きは、中世ヨーロッパで比較的存在ありふれたものであった点である³⁴。これらのような最近の研究の結果、重要性が完全に否定されたわけではないが、アープロウス宣言は並々ならぬ成果であるというかつてのような単純な見方はなされなくなってきた³⁵。

この宣言が発給されたほんの数カ月後に明らかになったのが、第二に注目すべき出来事である「ソウルズの陰謀」である。これは、一三二〇年夏にロバート一世の統治を転覆させようとしたが、失敗に終わった陰謀事件である。何人かの有力者が関与していたと疑われ、八月の「ブラック・パラメント」で彼らに対して裁定がなされた³⁶。従来は、ジョン・バーバーの叙述にしたがって、この陰謀計画はジョン・ソウルズ John Soules を王位に

据えようと意図されたものであると考えられていた。彼は、有力者ではあったが王位の代替者としては正当性に劣る人物であったため、陰謀事件そのものが軽視されてきた。しかし、再びダンカンの研究がこの伝統的な見方に挑み、その結果、近年この陰謀は王ロバートにとってより深刻だったとみなされるようになってきている。ダンカン、この事件をかつてのスコットランド王ジョン・ベイリアル John Balliol (一二九二年—一九六年)の息子エドワード・ベイリアルと関連付け、ロバート一世の治世を通じてベイリアルに対する忠誠が立ち消えることなく存在したことを指摘した⁽³⁷⁾。彼はこの結論を、この陰謀に関係したと疑われて捕らえられたものがベイリアルと比較的親しい者ばかりだったという事実から導いている⁽³⁸⁾。

このダンカンの流れを受けて、この事件についての研究をさらに発展させたのがM・ベンマンである⁽³⁹⁾。彼ら二人の主張の大きな違いは陰謀事件の起源にある。アープロウス宣言の文書に取り付けるためにロバートの文書作成部が諸侯の印章を強制的に集めたことで、その高圧的な手段に対して何人かの有力者が憤り、王ロバートへの反乱を謀ることになった、とダンカンは述べている⁽⁴⁰⁾。対

してベンマンは、起源をさらに数年さかのぼらせ、一三八年頃に起こったいくつかの出来事が陰謀に関係したと考えている。王ロバートの唯一の弟であり相続人でもあったエドワード・ブルースの死。王の破門。バノックバーン後に没収された土地、特に南西スコットランドの土地の、再分配の失敗。ベイリアルに対する深く根付いた忠誠心。亡命したスコット人を支持することによるイングランドのエドワード二世の陰謀への関与。これらのことをベンマンは重要なものとしてとらえ、陰謀事件が周到に謀られたもので、従来考えてこられたよりも王ロバートに対する深刻な危機であったとみなしている。これにより、ベンマンはロバート一世の治世後半の安定性と彼の残した遺産に疑問を呈している。エドワード・ベイリアルが王ロバートに取って代わるという可能性は、陰謀事件の時だけでなく、治世を通じてロバートにとつての脅威であった、と彼は主張し、歴史家はバノックバーン後のロバート一世の支持の度合いを精査するべきである、と忠告している⁽⁴¹⁾。

このような研究を踏まえ、より近年の研究は陰謀事件とアープロウス宣言の廢位の項とを結びつけるようになってきている。D・ブルーンは、その宣言が意図してい

た対象は外にいる教皇だけではなく、内にいるスコットランドのバロンに対しても向けられており、イン格蘭ドの助けを借りてエドワード・ベイリアルを王にしようとするもの全てに対して向けられた言明として廢位の項目を解釈するべきであると述べている。ブルーンによれば、アープロウス宣言はイン格蘭ドからの、さらにはベイリアル朝からの独立を示すスコット人の強烈な意思であった⁽⁴²⁾。別の研究も同様に、アープロウス宣言の作者がそれを作成している時、ジョン・ベイリアルを常に念頭に置いていたことを認めている⁽⁴³⁾。アープロウス宣言は、今ではソウルズの陰謀事件と関連付けられ、国制的な宣言としてではなく、ある特定の状況に対処するために作成された文書とみなされるようになってきている。

このように最近の歴史家は「アープロウス宣言の背後には、王を支える共同体が確固として存在した」という従来の見方は一種の虚構であり、一三二〇年におけるロバート一世の支配と地位は決して安泰ではなかった、と認識している。結果として、彼の治世は一四・一五世紀の著者が描いたような単純な英雄的な筋書きではもはや語られなくなり、一三二四年、あるいは一三二〇年とそれ以降は彼の治世のたんなる終章ではなく、より複雑で

重要な段階としてみなされなければならなくなってきた。『ロバート一世の宮廷と王権をより十分に考察することによって……(中略)……多面的で、常に変化する支配者像が明らかになり、彼の治世についての叙述で従来描かれてきたよりもはるかに複雑な特徴が明らかになるだろう⁽⁴⁴⁾』。このようなロバートの治世についての評価の変化は、一方ではスコットランド史研究自体の成熟が進んだこと、他方では次節で述べる彼の文書集が出版され、治世全体の研究が容易になったことに起因するだろう。

二 史 料

ロバート一世の治世を研究するために、叙述史料と文書史料を史料として利用することができる。しかし、叙述史料の伝統を多分に受け継いでいる既存の研究に再考を促すことを目的とし、文書の構成要素である印璽に注目する本研究では、王ロバートの名のもとで発給された文書を主な一次史料として扱う。彼の文書は二つの刊行本により利用できる。ひとつは一八八二年に出版された『スコットランド国璽の登録簿 *The Register of the Great Seal of Scotland* (以下 *RMSI* として参照)』で、発給者

側の登録簿を編集したものである。他方が、受給者側の文書を収集・編集し、一九八八年に出版された『ロバート一世の文書集 *The Acts of Robert I* (以下 *RRS5* として参照)』である。こちらは、中世スコットランド王の文書を編集する「スコットランド王の文書集 *Regesta Regum Scottorum*」シリーズの第五巻として編纂された。⁽⁴⁵⁾

登録文書

一三世紀頃の汎西ヨーロッパの現象として、文書の発給者が発給した文書の控えを保管するという現象が見られるようになった。⁽⁴⁶⁾ おそらく一三世紀の初めには、同様の控えの登録がスコットランドでも始められた。しかし、一三世紀末の混乱の中で初期の登録簿は失われ、登録すること自体やめてしまったようである。そのため、初期の登録簿の詳細には不明な点が多い。⁽⁴⁷⁾

発給文書の登録は、ロバート一世の時に再開された。彼の登録簿は、二一のロールと、二葉から成る一つの冊子によって構成されていた。それらは一七世紀までは存在したが、一六六〇年の船の難破によってほぼすべてが失われ、一つのロールのみが現存している。⁽⁴⁸⁾ しかし、失われた登録簿についての手がかりが以下のような間接的

な情報源から入手可能である。

1. 一五五四年から一五七九年までに作成されたと考えられる、登録簿の摘要の一覧
 2. 現存しない一覧をもとにして作成され、一七九八年にウィリアム・ロバートソン *William Robertson* によって出版された一覧
 3. 一七世紀前半のハディントン伯トマス *Thomas earl of Haddington* による失われたロールの内容のいくつかの写し
 4. 一七世紀前半のルイス・ステュワート *Lewis Stewart* による失われたロールの内容のいくつかの写し
 5. 一四世紀から一七世紀までに様々なものによってなされた失われたロールの内容のいくつかの写し
- RMSI* の編者は、これらすべての情報と現存ロールの内容を掲載した。現存ロールを文字に起こし、失われたロールの内容の写し(上記3、4、5)を「Appendix 1」として、登録簿の内容の一覧(上記1、2)を「Appendix 2」として出版した。
- RMSI* の史料集としての重要さにもかかわらず、編者はごく短い序文しか書かず、一四世紀のもともとの登録

簿が作成される過程や背景については説明しなかった。⁽⁴⁹⁾

そのため、登録簿についての説明はロバート一世の文書集を編集したダンカンの研究に頼らなければならぬ。⁽⁵⁰⁾

ロバート一世の登録簿の特徴についてここで幾つか指摘することができ。登録簿は、一三一四年ころ以降に発給された何らかの権限付与状や下書きのようなものを保存することから発展していき、一三一八年ころ以降に作成されはじめた。ルールは、内容ごとに分類されたものと、そうでないものからなっている。分類されたルールは、授与対象物の地域か、あるいは受給者にしたがって分類されている。⁽⁵¹⁾ 分類されたルールの情報源は非分類のルールであり、そのため登録簿全体で二度あるいは三度登録されている内容が存在する。登録簿の一覧に記載されている六六四の延べ数から二度あるいは三度登録されている内容を差し引いて、登録簿に登録された実際の数は五六二であるとダンカンは見積もっている。

登録簿作成の主な目的は、法的権利の記録というよりも、財務目的であったようである。そう考えられる理由が二つある。第一に、登録されている内容の多くが何らかの形で省略されている点である。例えば、現存ルールに記載されるすべての文書は証人一覧を欠いており、一

つのみが発給日と発給地を記載している。⁽⁵²⁾ ハディントン伯によって複製された文書（上記3）の多くは発給日と場所が記載されているが、それは彼がそれらの情報が記載されている文書を選択して転写したためである。財務目的であったと考えられる第二の理由は、すべての発給文書が発給されたわけではないという事実である。俗人に発給された証書の登録率が相対的に高く、修道院に対する証書の登録率は低い。諸修道院は、王の登録簿に記載されるよりも、自身のカーチュラリーに文書を記載するのを好んだためである。法的権利の記録のためなら、このような不釣合いは生じないと考えられる。

発給文書

次に、発給者側である王の控えではなく、受給者によって受け取られた文書を概観していきたい。受給者側の文書もまた、現在までの残存の仕方は様々である。原本として現存するものもあれば、カーチュラリーに複製として存在するもの、また要旨という形でのみ存在するものもある。PRS5の中で569まで番号を付けられた文書は、以下のように分類される。

1. 発給時が確認できる文書（ただし、失われた文書

2. ほぼ全文が残っているが、発給日が正確に特定できないもの (No. 384+No. 416)
3. 発給日が特定できない失われた文書 (No. 417+No. 506)
4. 失われた文書で、財務記録の中で言及されているもの (No. 507+No. 556)
5. 定型文言集 *formulary* から知ることができる文書 (No. 557+No. 569)

本研究は、以上で述べてきた *RMSI* と *RCS* を主な一次史料として用いる。しかし、これらの史料集が編纂されるまでにすでに多くの文書が失われてしまったであろうということを考慮に入れておかなければならない。ダンカン⁵³は、ロバート一世の治世の末に購入されたロウの量は一年当たり七八五個の印璽の刻印を取り付けられるほどであったと推定している。この推定量が多く見積もり過ぎであったとしても、二つの史料集に掲載される文書はロバート一世の文書作成部が発給したもののごく一部であることは疑いようがない。

このような文書集を用い、スコットランド王ロバート一世の印璽を研究していく。研究に入る前に、次節で印

章・印璽について概観する。スコットランドの印章に影響を与えた中世ヨーロッパとイングランドの印章の歴史を概観する。特に、スコットランドの南に隣接するイングランドは、「スコットランドはイングランドのミニチュアである」と言われるほどに多くの面で直接的な影響をスコットランドに与えてきており、詳しく取り上げる。⁵⁴

三 印章と「記録への信頼」

中世ヨーロッパにおける背景

本研究で注目する印章とはそもそも何であろうか。⁵⁵印章とは、母型、あるいは、母型を使うことで何らかの方法で文書に付された蠟や鉛などの金属の刻印、あるいは、時にはそれら両方のことを指し示している。中世ヨーロッパでは、印章は主に三つの目的のために使われた。第一に所有権を主張し証明するために、第二に文書を封緘するために、第三に文書を真性のものと証明するために印章が使われた。⁵⁶ これらのうち最後の目的、すなわち文書の真正性を証明することが、中世で印章を使う際にもっとも重要であった。⁵⁷

しかし、印章が文書の真正性を証明するための唯一の手段であったわけではない。⁵⁸ 印章の使用は栄枯盛衰の歴史

をたどった。確かに、ローマ時代にさかのぼると印章は文書を法的に有効とするために広く使われた。タブレットと呼ばれる木板に、パピルスに、あるいは羊皮紙に、印章は何らかの方法で添付された。しかし、ローマ帝国の崩壊とともに、印章の使用は次第に廃れていき、印章が文書の法的有効性のために必要不可欠なものではなくなっていった。自筆の署名や十字の記入が、印章の役割を取って代わった。中世中期になると、ギリシャ・ビザンツの金属製の印章(ブツラ *bulia*) が新たに流入することで、西ヨーロッパでも印章が再び用いられるようになった⁽⁵⁹⁾。

イングランドでの印章の使用の進展は、文書使用の一般的な隆盛と密接に結びついていた。印章と認証との関係性は、中世における「記録への信頼 *trust in writing*」の進展、M・克蘭チーの言葉借りるならば「記憶から書かれた記録へ」の変化とともに発展したのである。一〇世紀以前のイングランドにおける印章についての史料はほとんど存在しないが、一一世紀のエドワード証聖王が文書に印璽を付すか吊り下げ始めたようである⁽⁶⁰⁾。それ以降、印章はほとんどの場合、文書を封緘する目的というよりも、文書を有効なものにするために使われるよ

うになった。その結果として、一〇六六年のノルマン征服以前には普通の認証方法であった十字の印の記載によってのみ認証されていた証書は、ノルマン征服後はもはや法的に有効なものではなくなっていく⁽⁶¹⁾、印章は特に私的な領域で使われ続けた他の認証方法を次第に駆逐していった⁽⁶²⁾。一二世紀には、印章が文書に威厳と強度を与えろということの説明することによって印章の使用を正当化するための何らかの文言が証書の中で言及されなければならなかった。克蘭チーが言うように、そのような文言は「象徴的なモノによって物理的に補強されない抽象的な文書による立証は不十分であると広範に感じられていた」ことを示している⁽⁶³⁾。また、一一八九年のリチャード一世の即位に至るまでイングランドにおける王文书のうちのはほとんどは発給日が記載されていなかった。この事実は、ある紛争を解決するために、それに関係する文書の日付は参照されてこなかったことを示唆している。つまり文書は、すでに執り行われた処置をたんに確認するものとしてしか見られてこず、文書に日付を挿入する必要はなかったのである⁽⁶⁴⁾。このような趨勢のなかで、記憶と記録とを仲介したのが印章である。署名や十字の記入とは異なり、印章は刻印として物体が形づくられるた

め、それが付された文書の中で印章の所有者の存在を強く示した。⁽⁶⁵⁾一二・一三世紀の証書や書状に、処置の物理的な証拠であった証人の一覧が印章とともに頻繁に記載された事実は、⁽⁶⁶⁾法的に有効であるための不可欠な要素が、その時代に実際の行為から文書への移行の過程にあったことを示していると考えられる。⁽⁶⁷⁾これを背景として、一・一二世紀の北西ヨーロッパにおいて印章の地位が向上していった。文書の正当性の証拠として印章を使うことが極めて一般的になったので、「印章はすべての西洋の土地で文書の真正性を確認するためのそれ以前の方法を次第に舞台裏へと押しやり、最終的には忘却させてしまった」。⁽⁶⁸⁾一三世紀初頭には、すべての教皇文書が「絹か麻の紐に取り付けられたブツラ、すなわち鉛製の印章によって認証された」。⁽⁶⁹⁾印章は、法的な文書だけではなく、私的な通信のための文書にもまた使われるようになった。⁽⁷⁰⁾このような傾向の中、社会の広範な層が彼ら自身の印章を保持しようとし、領主の家政にかかわる事柄のために使用された。⁽⁷¹⁾

このように広範に使用されるようになった結果、印璽は、文書とは必ずしも関連しない目的にも使われるようになった。文書の認証に加え、印章は地位を示す象徴と

して、そしてさらには、貴族身分を特徴づけるしるしの一つとして機能した。印章を使用し始める時期が、印章に刻まれる図像や銘が、そして所有する印章の大きさと数が、社会における彼らの立ち位置を指し示した。⁽⁷²⁾同時に、印章はアイデンティティを示すしるしにもなった。使用するたびに印章の所有者の象徴が複製されることにより、一方で、所有者は自身のアイデンティティに気がつくことになり、他方で、その受領者は印章の保有者のイメージを認識することになった。⁽⁷³⁾

中世ヨーロッパにおける印章の重要性は、偽造について考察することによっても確認することができる。文書を偽造することは、印章を偽造するのとはほぼ同義であった。例えば、一一九八年に教皇インノケンティウス三世が偽文書に関する命令を発した時、それは実質的には印章に関する見解であった。すなわち、その命令において偽文書とは「偽物の印章が付された文書、何らかの不正な方法で真正な印章が付された偽物の文書、「印章の」削除によって改変された真性な文書」のことであった。⁽⁷⁴⁾中世イングランドにおいても同様に、偽造とは印章の偽造を意味した。いくつかの種類の偽造に対しては比較的寛容であったなかで、王の印璽を偽造することや領主の

印章をその家政の一員が偽造することは法によって犯罪であるとみなされた。⁽⁷⁵⁾一五世紀は印章の使用が全体的に衰退したが、それと同時に印章によるものではない偽造が増加し、個人の筆跡を模倣する能力が注目し、気にかけるべき問題となった。⁽⁷⁶⁾

中世後期になると、ヨーロッパ大陸とイングランドとは、印章の重要度に違いが見られるようになった。その要因は公証人制度の発展である。公証人は特殊な記号によって認証するようになり、公証人作成文書は印章付きの文書から分離していった。一二九一年にフランス王フィリップ四世が、文書の法的有効性において公証人文書よりも印章のほうが優れていることを宣言したが、それでも公証人制度の影響を免れることはできず、次第に公証人による認証が印章による認証に取って代わるようになった。⁽⁷⁷⁾これに対してイングランドでは、公証人制度がそれほど浸透しなかった。この理由について十分には説明されてきていないが、公証人制度はローマ法と密接に関連しており、皇帝あるいは教皇に宣誓する公証人が普及する地域から地理的に離れていたことや、⁽⁷⁸⁾イングランドに公証人制度が到来したときにはすでに印章による認証の方法が確立してしまっていたことなどがその理由

であろう。⁽⁸⁰⁾それゆえに、イングランドでは印章がより頻繁に使われ続けることになった。王国行政のそれぞれの部門が、それぞれの実務のために、それぞれ固有の印章を使用するようになった。⁽⁸¹⁾令状に刻印された王の肖像が大量に生産されることが、一二世紀以降の官僚制的な財務府とコモンロー制度の基盤であった。⁽⁸²⁾ひとたび行政における印章制度が確立されると、印章を付す役人が押印することによって得られる手数料を報酬として受け取るために、その制度自体が維持されなければならなかった。⁽⁸³⁾このように印章が広く使われた中世イングランドではあるが、それでも実際にすべての文書に何らかの印章が付されていたかどうかを知ることは実質的に不可能である。H・ジェンキンソンが言及しているように、印章が付されていない令状も存在したかもしれない。⁽⁸⁴⁾それでも、印章は「証書」の本質であり、たんなる些細な補強物ではなく、たんなる形式でも形骸でもなかった。⁽⁸⁵⁾文書の真正性を認証することにおいて、印章は間違いなくもっとも重要な要素の一つであった。⁽⁸⁶⁾

イングランドの国璽と王璽

以上のような印章の全般の背景を踏まえ、次にイング

ランドの国璽と王璽をさらに深く見ていきたい。先に述べたように、スコットランドは、少なくとも統治の面では、南隣の王国から多大な影響を受けており、スコットランドよりもはるかに早くに使われるようになったイングランドの王璽と、それ以前から使われていた国璽を無視するわけにはいかない。

国璽は初めから「the great seal」と呼ばれていたわけではない。元来それは王の唯一の印璽であり、ただたんに「印璽 the seal」であった。イングランドではエドワード証聖王が印章を認証のために使った最初の王であるとの説が有力であり、それ以前の状況を示す証拠も存在するものの、十分には説明されていない。ウイリアム征服王が証聖王の印璽と組織された書記官たちを引き継ぎ、征服王の印璽がそれ以降のイングランドの、またスコットランド諸王の印璽の基準となった。証聖王のものと同一様に、征服王の印璽は円形で両面であり、キリストが座している様子を模した一方の面 majestic side には玉座に君臨する王が描かれ、手には剣と宝珠を持っている。もう一方の面 equestrian side には、王は馬上の騎士の姿として描かれている。印璽は「イングランド王国の鍵」とも呼ばれ、尚書部長官の管理下に置かれた。彼の

もとで文書作成部が尚書部 chancery として組織されていた。重大事であろうが些事であろうが、皇帝や教皇に宛てられようが家内の使用人に宛てられようが、王の声明のほぼすべてが尚書部で作成され、王の唯一の印璽によって印された。

時が経つにつれて、この状況は変化していった。「一二世紀末までに、西ヨーロッパにおいて比較的高度に組織された行政の中で、統治機構の複雑化と行政的集権化の進展によって尚書部に抜大的に降りかかってくるすべての職責を果たすためには、王のひとつの印璽では不十分になってきた」。その結果、財務府印のような行政各部門の印章と、王の第二の印璽が使われるようになった。より小さな第二の印璽の出現により、もともと王の印璽が「大印璽 the great seal」と、新たな印璽は「個人印璽 the privy seal」と呼ばれるようになった。

王の印璽が二つになったことで、使用法においてそれぞれの印璽が次第に区別されるようになっていった。ヘンリー二世とリチャード一世も二つの印璽を使っていたであろうがそれは個人的な用途のためであり、ジョンが公の目的のためにそれを使った最初のイングランド王と考えられている。「国璽の代用として緊急事態にも用い

られたが、それは新形式の印璽であり、ある種の役割のために特別に割り当てられたものである⁽⁹⁸⁾。国璽を利用できない時、ジョンは書状を、特に重要性の低い文書を発給するために王璽をもちいた。そのため、彼による王璽の使用例は、主に封緘書状録の中で見つけることができる。しかしこの時、封緘書状だけでなく「より公の度合いが高い開封書状も、この新たな小印璽、すなわち王璽により印を付されたようである」⁽⁹⁹⁾。

ジョン王の死後、ヘンリー三世の未成年期によって王璽の使用の進展は一旦立ち止まった。王璽は王の「私的な」印璽であり、少年王はそのような印璽を必要としなかったためである⁽¹⁰⁰⁾。成人したヘンリーが「外国人」など偏った人々を重用し始めると、国璽の濫用が彼の専制的な権力の源のひとつだとみなされるようになり、パロンの反乱の結果、国璽の使用が制限された。その結果、彼はより頻繁に王璽を使うようになった⁽¹⁰¹⁾。

エドワード一世は大々的に王璽を使用したと言われている⁽¹⁰²⁾。特に重要なのは、一二九二年にジョン・ラングトン⁽¹⁰³⁾ John Langton がロバート・バーネル Robert Bunnell の尚書部長官職を継いだ時である。それ以前、信任の厚い王の友人であるバーネルの監督下で、国璽を

管理する尚書部と王璽を管理する納戸部 warden とが、時には重なりあうように、密接に連携しながら仕事をおこなっていたが、一二九二年以降その二つの組織が分離するようになった⁽¹⁰⁴⁾。司法に関する令状の発給といった仕事の増大により、尚書部長官と尚書部は「宮廷外」に出ていきウエストミンスターに定着した。それにより、王璽は徐々に王にとって重要な位置を占めるようになっていった⁽¹⁰⁵⁾。エドワードの治世の後半になると、王璽の過度の使用が臣民の不満の対象の一つとなった。彼により大規模に繰り返される戦争の結果、臣民は負担を強いられ、王と彼らは緊張状態へと至った⁽¹⁰⁶⁾。エドワードの父ヘンリー三世の時の国璽と同様に、今度は彼の王璽が国王大権の象徴の一つとして見られるようになった。特に司法手続において王璽が使われることに対して抵抗が大きく、人々から法的権利を奪うために王璽が使用されるべきではないという要求がなされるまでになった⁽¹⁰⁷⁾。

もともと国璽のたんなる代用として出現した王璽は、エドワード一世の治世にかけて、次第に行政でそれ固有の位置を得ていった。これら二つの印璽を持つ二つの文書組織は、ともに王の組織であり、王の意思にしたがって仕えてはいたが、それらの間で職分が明確になってい

き、平常時にはそれらの間での対立はほとんどなかった。⁽¹⁰⁷⁾二つの印璽間のもつとも重要な違いは、国璽は王璽と比べるとより厳肅であり、より正式なものであった点である。王璽を管理する納戸部が王のより近くにあったにもかかわらず、尚書部はより古くより威厳のある組織として、国家の位階において上位に位置しており、尚書部管理下の国璽は常に王璽よりも優位に立つことができた。⁽¹⁰⁸⁾尚書部こそが、役人の任命や、土地や金、特権、恩赦、聖職禄といった重要な授与のために文書を作成することができた。⁽¹⁰⁹⁾

このような重要な文書を作成する尚書部と王との間を結びつける役割を果たしたのが王璽であった。重要な文書が発給されるために、他の役人ではなく、王の命令が必要とされた。そのような命令を文書にしたためた権限付与状を認証するために、王璽が使われた。王の近くで保持される王璽を付した文書は、王の意思を反映したものであり、重要な文書を発給する権限を尚書部に与えたのである。特徴的な王璽の使用に代表されるこのような権限付与制度は、イングランドの文書作成制度の独特な側面である。⁽¹¹⁰⁾このような権限付与のための王璽の使用は、すでにジョン王の時に見られたが、一二九〇年頃以降こ

れが制度として確立した。その結果、国璽を付した文書が発給されるための権限の出どころが明示されるようになり、「王自身により *per ipsum regem*」のような文言が、発給された文書や登録簿に記載された。⁽¹¹¹⁾この意味において、エドワード一世の治世に「国璽を付して発給される文書の発給を統制する制度が実質的に確立された」のである。⁽¹¹²⁾この制度の中枢に、王と彼の王璽が存在していた。このような王と国璽とを結びつける目的だけでなく、王璽はそれ自体として様々な種類の文書を発給するために使われた。時には、重要性の低い文書を認証するのに使われた。⁽¹¹³⁾それは行政の執行において有益なものであり、どの役人も王璽を付した文書による命令を受け取った。またときには、王は王璽を私的な通信や外国の支配者との連絡のために用いた。⁽¹¹⁴⁾王璽は国璽と比べて小さいため、秘密を要する書状にはよりふさわしかったのである。それにもかかわらず、より正式度の劣るすべての書状の発給を王璽が独占したわけではなく、いくつかのものは尚書部からも発給された。文書の発給は、どの文書組織が近くにあるかといった実際的な条件にしばしば依存した。行政の中心地であったウェストミンスターを王が離れるときはいつでも、どの文書作成部門が彼に随伴するかが

決定されなければならなかった。⁽¹¹⁷⁾

前述のような印璽の使われ方が原則として確立したあとも、それがいつも遵守されたわけではなかった。例えば、戦争時には例外的なやり方で印璽が使用された。一二九六年、侵略するためにスコットランドに遠征した時、エドワード一世は王璽を伴っており、尚書部と尚書部長官はイングランド内にとどまっていた。王は、多くの文書を王璽のもとで発給して仕事を命じ、しばしば証書のような重要な文書の認証のためにも王璽を使用した。⁽¹¹⁸⁾戦時には、王璽を駆使することにより「エドワードは、彼の家政や軍隊と同じように、戦場の兵舎から王国全体を支配した」のである。⁽¹¹⁹⁾

このように王璽の使用が拡大していくとともに、それを管理する組織が徐々に確立していった。出現時、王璽を抱える組織は尚書部と比べると非「官僚制的」であった。「通常は控えを登録することはなく、その代わりに羊皮紙の紐に分厚い文書の束を突き刺して保管した」⁽¹²⁰⁾。時の経過とともに王璽の組織が中央行政の「情報集散機関」へと成長するにつれて、次第に組織体として確立していった。⁽¹²¹⁾この変化は、王璽を付して発給される文書の形式に注目することで理解することができる。ジョン王

とヘンリー三世の時、王璽文書は僅かな点を除き国璽文書とほぼ同じ形式を備えていた。王璽は「必要時に国璽の代替として使われ始めた」⁽¹²²⁾ためである。王璽が尚書部の管理下から離れ、それ自体の目的のために使われるようになったエドワード一世の時期になると、王璽文書は尚書部文書から分離し始めた。⁽¹²³⁾一二九〇年頃にその変化の一つが王璽文書の言語の変化として見られ、「王璽による初期の文書はラテン語で書かれたが、エドワード一世の治世後期にはフランス語が使われるようになった」⁽¹²⁴⁾。

このように王個人の印璽として発展していった王璽は、エドワード二世の時に転機を迎えることになった。この時期、王璽とそれを管理する納戸部は密接に他の組織と結びついていたため、王にとって極めて有用な存在であった。そのような行政にとつて、王璽は重要な鍵となっていた。⁽¹²⁵⁾このような王璽の過度の重要性や、エドワード二世の人格⁽¹²⁶⁾、父であるエドワード一世から引き継いだパロンからの不満といった様々な要因によって、人々のあいだに王と王璽に対する敵意が引き起こされることになった。パロンは王璽の使用を制限しようと試み、納戸部から独立し、パロンによって指名される適切な管理者のもとに王璽は置かれるべきであると一三一一年の改革

勅令によって定めた。⁽¹²⁷⁾この規定は主に司法手続きにおける王璽の濫用に対して向けられており、なおかつ、エドワードは個人的な目的の遂行のために王璽の使用を即座にやめたわけではなかったが、この出来事は王璽の運命にとって決定的な影響を与えた。王璽に関する組織が作られ、それもまた「宮廷外」に出て行った。王璽の管理者 *keeper of the privy seal* はもはや家政の役人の一人ではなくなり、一四世紀の終わりまでには尚書部長官と財務府長官 *treasurer* に次いで、イングランド国家の三番目に重要な役職となったのである。⁽¹²⁸⁾このようにして、エドワード二世の治世は、王璽の「王個人の印璽」としての終末、かつ、国家の公の装置化の始まりとなったのである。

このような印璽の複数化と王の家政からの独立の結果、イングランドの文書発給組織は複雑な形態を持つことになった。その複雑さによる弊害を解消しようと、エドワード二世の治世に単一の大尚書組織を持つフランス式の文書組織を模倣しようと試みられたが、それは失敗に終わった。これにより、すでに進みつつあったイングランドに独特で複雑な尚書制度、すなわち複数の文書組織を有する制度への流れが決定的となった。⁽¹²⁹⁾この文書発給の

形態では、王と彼に最も身近な印璽がイングランドの国政と文書作成制度の要であった。V・H・ガルブレイスが言うように、この制度は、王へのしかかる絶え間なく増大する責務の所産であり、議会的・政治的な制限にもかかわらず王は統治の最高責任者であり続けた。⁽¹³⁰⁾最初には王の唯一の印璽である国璽が、次いで王璽が、王と並びこの制度の中心であった。両印璽の相次ぐ「国家化」により、御璽が王に最も身近な位置を占め、王の意思を表現するようになった。⁽¹³¹⁾イングランドでの印璽と文書作成部の複数・独立化は、王にかかる制限と、国家の長であるとする王の努力とのあいだで生じたものであり、イングランドの憲政史、そして行政史上の進展を鮮やかに描いている。

中世スコットランドの印章

中世スコットランドの印章は、ヨーロッパやイングランドからの影響を受け、同じような傾向を示した。一五世紀最初の年である一四〇一年、スコットランドのパールメントで制定された法は次のように述べている。

以下のことも同様に定められる。すなわち、すべてのバロンと、王から保有する他のものたちは、王に

仕えるために自身の印章を持たなければならぬ。というのも、彼らは法に従う義務があるからである。そして、印章を持たないものはいかなるものも、司法長官 *justiciar* の面前での起訴により、赦免なしで王の罰へといたることになる。また、これらのものは印章 *seals* でなければならず、以前に慣習となっていた小印 *seals* や署名名であつてはならない。⁽¹³³⁾

つまりこの時までには、すべての王の臣民、すくなくとも直接封臣は、自身の印章を持っていなければならなかった。ここに至るまでの過程を、以下で概観しよう。

イングランドやヨーロッパ大陸と同様に、スコットランドでも「記録への信頼」の慣習が少しずつ受け入れられていった。スコットランド王が発給した現存する最古の証書は一一世紀末のダンカン二世⁽¹³⁴⁾（一〇九四年）にさかのぼり、それには印璽が付されていた。これ以降、ヨーロッパ形式の証書が次第にスコットランド社会に広がっていき、「原初的な」文書は取って代わられていった。⁽¹³⁵⁾ 証書の中の文言は、イングランドの尚書の実践にならって注意深く選択されていた。⁽¹³⁶⁾ 令状 *writ* もまたイングランドから導入され、スコットランドではラテン語に近い「*briefe*」とどう法律用語で現在にまで至っている。⁽¹³⁷⁾ こ

の進展の初期の段階では、まずは王や教会の周辺の人々が新しい形態の文書に馴染んでいった。スコットランド低地地方やイングランドのものたちと比較すると、ゲール文化圏の有力者は私的な実務や財産の処置のために文書をあまり使用しなかったが、一三世紀には彼らもまたヨーロッパ的証書を使用するようになった。⁽¹³⁸⁾ このように、一三世紀の末までに、スコットランドの有力者や土地保有者たちは、文書や印章を使用するという手続きに次第に馴染んでいった。

この進展において、伝統社会で必要とされた物理的なモノとして印章が機能した。ウイリアム一世（一六五一年—一二一四年）が発給したある文書が、その役割を明示している。その文書の主部は「余が与え、余の印璽によつて確認したことを汝らは知るべきである *Siculis me delisse et sigillo meo confirmasse*」⁽¹³⁹⁾ という文言で始まっている。通常の書式「余のこの証書によつて確認した *hac carta mea confirmasse*」と比べるとその違いは明らかである。この例外が含意しているのは、この当該の確認行為は印璽自体によつてなされ、処置を認証していたのはたんなるむき出しの文書ではなく物理的なモノとしての印章であった点である。このような「記録への信頼」化

の進展は一三世紀のスコットランドでも途上であった。そこでは、ある決定がなされ、それについての証書が書かれた「場所」こそが、その場所で作られた文書それ自体よりも重要であつたと指摘されている⁽¹⁴⁾。

一三世紀末になると、すべてのスコットランドの有力者や土地保有者たちが彼ら自身の印章を持っている状況になり、重要な文書を認証することや、彼らの忠誠を確認するために印章を使わなければならなかつた。二つの例がそのことを示している。空位のスコットランド王に誰が就くかが裁定される一二九一年と一二九二年の大訴訟 Great Cause の手続きの中で主宰者であるイングリッドのエドワード一世は、承認を示すためにこの裁きに関する文書に印章を付すことをすべての土地保有者に対して要求した⁽¹⁵⁾。一二九六年にスコットランドとの関係が悪化すると彼はそこへ進軍し、征服を締めくくるに際して「忠誠を認めることが明記され、印章が付された文書を差し出すように、数百人もの土地保有者に対して要求した⁽¹⁶⁾」。このように、イングリッドとの外交関係は、一三世紀末のスコットランドでの印章の重要性を示すことになつた。

一四世紀初頭、イングランドからの影響を克服しつつ

あつたロバート一世の治世にいかに印章が重要であつたかを、以下で見えていきたい。一三二八年以降間もなくに編まれたと考えられている法論考「レギアム・マエスタテム Regiam Majestatem」の中で言及されている⁽¹⁵⁾。その一条項は次のように言っている。

すなわち、いくつかの印章と同一の印章によつて認証された他の令状を比較することによつてである。

この比較によつて印章が合致し、なおかつ、異なつてゐる疑いがないと判断されるならば、通常はそこで締めくくられることになる。しかし、印章が疑われ、法廷における比較によつて確認されない場合、その問題は偽造と関係することになるため争い combat へと至ることになる⁽¹⁶⁾。

この規定は、文書の真正性を確認するために印章が決定的だつたと示している⁽¹⁷⁾。

このような法原則が印章の役割を述べているのに加え、実際的にも重要な文書には印章が添付されなければならなかつた。すでに見たように、スコットランドの独立を宣言するために教皇に送られた書状であるアープロウス宣言が一三二〇年に作成された時、それに付すために有力者の印章が強制的に集められた⁽¹⁸⁾。さらに、一三一五年

の王位継承に関する規定のような他の文書や宣言もまた、ロバート一世の正統性を示すために王の政府の側によって作成され、それらに真正さを与えるために有力者の印章がしばしば「ハイジャックされた」⁽¹⁴⁾「乗つとられた」。

このような特に重要な文書だけではなく、王ロバートによって発給されたより一般的な文書のいくつかもまた、その文言の中で印章の重要性を述べている。第一の例は、一三二三年にスクーン Stone で発給された尚書部長官に対する命令であり、以下のように述べている。⁽¹⁵⁾

余の寵愛する敬虔な人々であるスクーンの大修道院長と修道会の証書から、イングランド人が敵意を持って印章を無惨に引きちぎり、いくつかは完全に持ち去られてしまったことを余は認識したので、余は汝に以下のことを命令する。すなわち、神の恩寵によりダンブレイン Dunblane の司教であるモリスと汝に対して、彼ら敬虔なる人々が現在持っている証書と文書を精査し明らかにするために、適切な形式で *in debita forma* 余のチャペルから委任状を作るべし。また同様に、敵によって完全に持ち去られた証書を調査するために、そして前述の敬虔なる人々が最近土地、地代、所有物あるいは特権を正当

スコットランド王ロバート一世の王権と印璽 (上)

にそして平穩に享受し専有しているかどうかを汝が判断することに応じて、その同じものについての証書が余のチャペルの適切な形式で彼ら敬虔な人々に対して更新されるように汝らはすべきである。

この命令は、印章を欠いた証書は効力において不十分であり、王のチャペルの、すなわち尚書部の「適切な形式 *in debita forma*」で更新されなければならないことが明示しており、印章は法的有効性に不可欠であったことをも示唆している。第二の例は一三二七年にエドワード三世に送られた和平の提案である。その冒頭は「これは、ロバートがイングランド王の国璽によって押印されることを要求するものである」で始まっている⁽¹⁶⁾。この文言は、和平の締結のために印章が不可欠のものであり、このような印章にかんする言及が提案の最初になさなければならないなかったことを示している。

文書形式に注目することによってもまた、ロバート一世の文書に印章が不可欠であったことを理解できる。第一に、文書の真正性の要件における印章と証人一覧との関係性である。一三世紀にはすべての種類のスコットランド王の文書に証人一覧が記載されたのに対し、ロバート一世に仕える書記は文書のうち一形態に、すなわち狭

八一 (七二五)

義の「証書」だけに証人一覧を加えるという方針にした。⁽¹⁵⁴⁾ その結果、開封書状のような証書以外の種類の文書は「このことの証明としてこの余の書状が永続的に開封して作られるように余は命じた」のような認証定式のみを持つようになり、証人は記載されなくなった。「印章が処置を補強するか確認し、文書の作成を完遂させた」のである。⁽¹⁵⁵⁾ これに対してイングラントでは、すべての形態の文書に証人が記載された。狭義の証書には証人一覧が記され、開封書状と封緘書状には一二四〇年頃から中世の終わりまで「王自身によって認証された *Tyste me iþso*」。⁽¹⁵⁶⁾ この違いは、スコットランドでは印章が、イングラントでは証人が、文章の真正性に対してより重要視された可能性を示唆している。⁽¹⁵⁷⁾ 第二に、印章の付され方が、印章それ自体の重要性を示している。文書を清書する筆跡が多様であるのに比べると、印章は極めて一様に文書に付されている。⁽¹⁵⁸⁾ 文書に王の印璽を付してもらおうということが、それを認証するためのほとんど唯一の手段であったに違いなく、「印章は、名前が記載された主体者と書かれた文書が分かちがたく永続的に結びついているべきである」という要求に対する回答であった。⁽¹⁵⁹⁾ これまで述べてきたことを鑑みると、王ロバートの名の

下で発給された文書にとって印璽は不可欠なものであり、すべての文書には、国璽、あるいは次に見る王璽の、いずれかの印璽が付されていたと結論することができるであろう。

ロバート一世の王璽

スコットランドの王璽の歴史は、イングラントよりもはるかに遅れて始まった。一三世紀半ば以降スコットランド王が王璽を保持していたことは疑いないが、その世紀の証拠は三件の事例としてのみ現存している。アレクサンダー三世の二件（一二七二年と一二七八年）とジョン・ベイリアル的一件である（一二九四年）。⁽¹⁶⁰⁾ 一四世紀のロバート一世の治世になって初めて、王璽が日々の行政で繰り返し使われ始めた証拠が確認できるのである。⁽¹⁶¹⁾

ロバート一世の王璽の証拠について現時点でわかっていることをまとめてみよう。一四世紀の登録簿では「王璽を付して発給された」といった記述によって文書が分類されていたわけではなかった。そのため、王から発給されたすべての文書にいずれかの印璽が付されていたにせよ、文書が国璽と王璽のどちらにより発給されたかどうかは、他の手がかりを頼りに決定されなければならな

い。ロバート一世の文書を編集したダンカン⁽⁸⁾は、文書が王璽により発給されたと判断してもよい五つの規準を列挙している。

1. 認証定式において王璽が言及されている文書(例「このことの証拠としてこの文書に余の王璽を付けた」*In cuius rei testimonium presentibus signum nostrum priatum fecimus apponi*)
 2. 終末定式において王璽が言及されている文書(例「余の王璽のもとで与えられる *Dat' sub sigillo nostro priato*」)
 3. 王璽は文面では言及されていないけれども、実際に王璽の刻印が残っている原本として存在する文書
 4. 尚書部長官に宛てられた文書
 5. 認証形式がなく、終末定式において発給地と日時が「(場所) で与えられる *Dat' (um) apud*」の後に続く文書
- この五つの規準にしたがうと、四九通の文書が王璽を付して発給されたことになる。それらの四九通は、原本で残存するものと何らかの複写の形で残存するものの両方が混じっている。そのうち四七通は発給日が記載されて

おり、残りの二通 (No. 385、No. 415) は記載されていない。

ダンカン⁽⁸⁾は、ロバート一世の治世に王璽を付した文書は、次の四つの目的のために使われたと述べている。第一に、財務や家政に関連する行政のために、第二に、国璽による文書を発給する権限付与のための手段の一つとして、第三に、権利や財産を授与するために、第四に、外交や個人的な通信のためである。さらにダンカンはロバート一世期の印璽の特徴のうち、特に重要な二点を強調している。第一に、王璽を付して発給された文書による授与は、王が個人的に合意したものの記録であったと彼は述べる。その理由は、そのような授与の文書に「証書」と記載されているものがないためである。「王璽は個人的な印璽であり、公的な特徴を持つように見える命令に添えられていたとしても、そのように個人的なものとしてみなされなければならない」と彼は結論づけている⁽¹⁰⁴⁾。第二に、イングランドのように、スコットランドの国璽とそれを管理する文書作成部門が王を離れる傾向にあったこと、その代わりに王は王璽を使うようになったことをダンカンは認めている。しかしその理由は、イングランドについてタウトが説明するような王と有力者と

の対立による憲政的な発展による結果ではなく、ロバートの治世が主に戦時であり、文書作成部門は「王の家政を去り、王よりゆつくりと国を巡回するようになった」ためであると、より実際的な理由をダンカン⁽¹⁰⁵⁾は挙げている。

しかし、すべての歴史家がこの時期のスコットランドの行政と印璽についてこのようなダンカン⁽¹⁰⁵⁾の見解に同意しているわけではない。例えばA・グラントの研究は、国璽が尚書部長官のもとに常にあったわけではなく、王だけでなく彼もまた王璽を使用したとして、ダンカンの意見との顕著な違いを示している。ほかにもグラントによれば、王璽は、重要であるが短命である行政文書を発給するために用いられるのと同時に、全文書作成行政の長である尚書部長官は（王の評議会の構成員として常に国璽を保持していたわけではないので）王璽を使って国璽の使用のための指示を送ったとして、ダンカンとはかなり異なった文書作成の過程を描いている⁽¹⁰⁶⁾。また、M・ペンマンは、国璽が王から離れる傾向にあったことを強調するダンカンに対して、それらがより多くの機会に同時に存在したと指摘している⁽¹⁰⁷⁾。

このようにロバート一世の王璽使用の実践は研究者に

解釈の余地を与えているが、スコットランド王の印璽全般について一見して明らかなのは、イングランドからの影響である。スコットランドの印璽とイングランドの影響の関係性を考えるための手がかりを与えてくれる材料が存在する。「スコットランド王の家政 The Scottish King's Household」と呼ばれる論考である。ノルマン・フランス語で書かれたこの文書は、尚書部長官や侍従長 Chamberlain と、つた王の家政の構成員の役割について記述している。一四世紀の前半に編纂されたと考えられる雑多な材料を選集した書物の中に収められているこの文書の起源は、まだ十分に意見の一致を見えない⁽¹⁰⁸⁾。しかし、多くの歴史家がその起源について言及している。例えば、初めてこの文書を編集したM・ペイトゥソンは、一三〇五年に作成されたと述べている⁽¹⁰⁹⁾。パロウは、ジョン・ベイリアル⁽¹¹⁰⁾の王位期間である一二九二年から一二九六年までに彼のために作成されたものだと考えている⁽¹¹¹⁾。ダンカンもまた同様に、一二九二年頃にベイリアルのための手引として作成されたとみなし、その自身は一三世紀スコットランドの実践に則っていると考え、その時期のスコットランドの行政の実態を叙述するためにこの文書に大きく依存している⁽¹¹²⁾。一三世紀のイングランドを主

な研究対象とするD・カーペンターは最近の研究の中で、この文書は一二五〇年台のイングランドでの国政改革運動の理念を反映しており、その作成者はイングランド人か、イングランドの実践をよく知り、スコットランドの行政に関与したアングロ・スコティッシュの書記であったであろうと述べている。⁽¹⁷⁾このような起源の不確かさにもかかわらず、この文書の真正性が疑われることはなく、多くの中世スコットランド史家が行政実践を描くためにこの文書を用いている。⁽¹⁸⁾この文書が、イングランドからの影響とスコットランド王の行政における印璽の使用についての考察の手がかりを与えてくれるのは間違いないであろう。

この文書の尚書部長官についての項目が印璽について言及している。

すなわち、「家政の」第一は尚書部長官である。「彼は」賢く、適格であり思慮分別を持つものであり、王の評議会の長として、富むものにも貧しきものにも公平なものであり、尚書部の書式を知っているべきであり、土地の法を知っているべきである。王が望むときには、王に忠実にかしづくべきである。そうでないときは、王の命令に従い、人々にとつて適

切な場所、あるいは都合の良い場所にいるべきである。また、それぞれの令状に対する印璽のための古くからの報酬が取られるであろう。それを超えると、王の奉公を永遠に失うという処罰を受けることになる。また、当然令状以外は、王の王璽の特別な命令なしでは、尚書部から令状が発せられるべきではない。王璽は、王国の最も賢く思慮分別を持つ誰かによって運ばれ保管されるべきである。この職は、上手く治められれば、国璽の鍵となり、そして安全弁となり、宮廷内で生じる恐れのある王とパロンとのあいだのすべての過ちの抑止となるだろう。また、尚書部長官は、理に適つて求められる数の書記官を、彼の下に持つことになる。⁽¹⁹⁾

この項で述べられる、国璽を保持する尚書部長官が王のもとを離れる傾向にある点、⁽²⁰⁾代わりに王は信頼の置ける人物の管理下にある王璽を用いた点、さらに、尚書部は何らかの種類の文書を発給するために王璽による命令を必要とした点は、上で示したイングランドの実践とほぼ完全に一致している。この文書がロバート一世治下のスコットランド人によって行政実践の模範として参照されたという証拠はない。しかし、イングランドの影響を受

けて作成されたであろうこの文書が示すように、スコットランド人がイングランド王の印璽の実践を認識しており、彼らがイングランドの実践を念頭に置き、日々の行政上の仕事を遂行していたことは間違いないであろう。¹⁷⁾

以上で概観してきた印章・印璽を踏まえ、次稿でロバート一世の王璽を検討する。本研究が注目する最も重要な点は、彼の治世を通じて文書発給の過程と王璽の使用法に変化があったことである。この点が、既存の研究によって見逃されてきている。前述したように、イングランド王の印璽の使用の変化は、その憲政と行政の重要な転機と密接に関係していた。次稿に続く研究は、ロバートの治世のあいだの王璽の使用法の変化を明らかにし、その変化が意味することを考察する。

註

(1) この論文では、印章という一般的な用語に対して、王のそれを指し示すときに限り印璽という語を用いる。また、従来よく使われてきた国璽 the great seal「王璽 the pry seal」、御璽 the signet (あるいは the secret seal) という用語は、王やそれに類するものだけがそれらを所有していたことに則した訳語であり、この論文では必ずしもふさわしくないが、引き続きそれらの用語を採用する。

用語の決定については以下の文献を参考とした。S・B・クライムズ『中世イングランド行政史概説』(小山貞夫訳、創文社、一九八五年)。岡崎敦「中世末期フランスにおける国家行政と王印璽」『西欧中・近世における国家の統治構造と機能(平成一五—一七年度科学研究補助金研究成果報告書(研究代表者神寶秀夫))』(二〇〇六年) 二二—三〇頁。

- (2) *Documents of the Baronial Movement of Reform and Rebellion 1258-1267*, selected by R. F. Trehame, ed. by I. J. Sanders, Oxford Medieval Texts (Oxford: Oxford University Press, 1973), pp. 103, 107; Stubbs, *Select Charters*, pp. 380, 384-5. Cf. L. B. Diben, 'Chancellor and Keeper of the Seal under Henry III', *English Historical Review*, 27 (1912), pp. 39-51; R. F. Trehame, 'An Unauthorized Use of the Great Seal under the Provisional Government in 1259', *English Historical Review*, 40 (1925), pp. 403-11. 邦訳のために次の文献を一部参考とした。「諸侯の国政改革運動」(吉武憲司訳)『西洋中世史料集』(ヨーロッパ中世史研究会編、東京大学出版会、二〇〇〇年) 一〇一頁。
- (3) Diben, 'Chancellor and Keeper', p. 51; S. B. Chrimes, *An Introduction to the Administrative History of Medieval England*, 3rd edn (Oxford: Basil Blackwell, 1966), p. 128.
- (4) 「憲政」よりも「国制」という用語のほうが適切かもしれないが、本論文ではスコットランド史と比較した時のイングランド史の独自性を鮮明にするために、特に二〇世紀中頃までのイングランドにおける特定の歴史叙述

にこのことは「憲政」を用いる。

- (5) William Stubbs, *Constitutional History of England: in its Origin and Development*, 3 vols: vol. 1, 6th edn; vol. 2, 4th edn; vol. 3, 5th edn (Oxford: Clarendon Press, 1897-1903), passim.
- (6) T. F. Tout, *Chapters in the Administrative History of Medieval England: the Wardrobe, the Chamber and the Small Seals*, 6 vols (Manchester: Manchester University Press, 1920-1933), passim, esp. i, pp. 121-57, 206-13, 284-317; ii, pp. 36-38, 78-85, 282-313. Maurice Keen, 'English Political History of the Late Middle Ages, 1272-c. 1520', *A Century of British Medieval Studies*, ed. by Alan Deyermond (Oxford: British Academy by Oxford University Press, 2007), pp. 51-69, at p. 53.
- (7) B. Wilkinson, *Studies in the Constitutional History of the Thirteenth and Fourteenth Centuries*, 2nd edn (Manchester: Manchester University Press, 1952), pp. 238-44; John H. Treeman, 'The Privy Seal and the English Ordinances of 1311', *Speculum*, 31 (1956), pp. 611-25; Ch. Petit-Dutailis and Georges Lefebvre, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs's Constitutional History* (Manchester: Manchester University Press, 1930), pp. 377-78.
- (8) Tout, *Chapters*, i, pp. 5-6.
- (9) 例としてその概説を以下に示す。R. K. Hannay, 'The Early History of the Scottish Signet', in *The Society of Writers to His Majesty's Signet* (Edinburgh: T. and A. Constable, 1936), pp. 3-51.
- (10) Grant G. Simpson, 'Kingship in Miniature: A Seal of Minority of Alexander III, 1249-1257', in *Medieval Scotland: Crown, Lordship and Community: Essays Presented to G. W. S. Barrow*, ed. by Alexander Grant and Keith J. Stringer (Edinburgh: Edinburgh University Press, 1993), pp. 129-39. Cf. *The Acts of Alexander III King of Scots, 1249-1286*, ed. by Cynthia J. Neville and Grant G. Simpson, *Regesta Regum Scottorum*, 4 pt1 (Edinburgh: RRS4-1 2012), pp. 30-34; P. D. A. Harvey and Andrew McGinness, *A Guide to British Medieval Seals* (London: The British Library and Public Record Office, 1996), p. 31.
- (11) Colin Kidd, *Union and Unionisms: Political Thought in Scotland 1500-2000* (Cambridge: Cambridge University Press, 2008), pp. 138-41.
- (12) この文のロンドン一世がこの代表的な叙述として、次の文献の該当部分を要約した。青山吉信(編)『世界歴史大系』キリスト史一先史〜中世(山川出版社、一九九一年)三三五-一九頁。
- (13) G. W. S. Barrow, 'Robert I (1274-1329)', in *Oxford Dictionary of National Biography* (Oxford University Press, 2004).
- (14) Bruce Webster, 'John of Fordun and the Independent Identity of the Scots', in *Medieval Europeans: Studies in Ethnic Identity and National Perspectives in Medieval*

- Europe*, ed. by Alfred P. Smith (Houndmills: Macmillan Press, 1998), pp. 85–102, at pp. 93, 99. Stephen Boardman, ‘Chronicle Propaganda in Fourteenth-Century Scotland: Robert the Steward, John of Fordun and the ‘Anonymous Chronicle’’, in *Scottish Historical Review* (2014) *SHR* 42 (2014), pp. 23–43.
- (15) *John of Fordun’s Chronicle of the Scottish Nation*, ed. by W. F. Skene, tr. by F. J. H. Skene (Edinburgh, 1872), pp. 330 and 345.
- (16) Webster, ‘Fordun’, p. 85.
- (17) Ewan M. Barron, *The Scottish War of Independence: A Critical Study*, 2nd edn (Inverness: R. Carruthers & Sons, 1934). Cited from p. 478.
- (18) Matthew Hammond, ‘Ethnicity and the Writing of Medieval Scottish history’, *SHR*, 85 (2006), pp. 1–27, at pp. 1, 14.
- (19) G. W. S. Barrow, *Robert Bruce and the Community of the Realm of Scotland*, Edinburgh Classic edn, with an Introduction by Michael Brown (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2013). *われど加べし* 彼の初期の著作 *われど加べし* 『封建的ブリテン *Federal Britain*』 *われど加べし* 六年からバノックバーンの一三二四年までが扱われ、彼は「バノックバーンが中世後期のスコットランド王国の存在を可能にした」 *われど加べし* : G. W. S. Barrow, *Federal Britain: The Completion of the Medieval Kingdoms 1066–1314* (London: Edward Arnold, 1956), p. 408.
- (20) *The Acts of Robert I King of Scots, 1306–1329*, ed. by A. M. Duncan, *Regesta Regum Scottorum*, 5 (2014) *RRS5* 5 (2014) (Edinburgh: Edinburgh University Press, 1988), no. 41.
- (21) Michael Brown, *Bannockburn: The Scottish War and the British Isles, 1307–1323* (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2008), pp. 185–89. *われど加べし* の *われど加べし* RRS5 の No. 44 *われど加べし* No. 41 *われど加べし* 5。
- (22) Brown, *Bannockburn*, pp. 176–77.
- (23) Brown, *Bannockburn*, pp. 179–85. Cf. Ranald Nicholson, ‘A Sequel to Edward Bruce’s Invasion of Ireland’, *SHR*, 42 (1963), pp. 30–40.
- (24) Colm McNamée, *The Wars of the Bruces: Scotland, England and Ireland 1306–1328* (East Linton: Tuckwell Press, 1997), pp. 66–67.
- (25) Alan Young, *Robert the Bruce’s Riots: The Comyns, 1212–1314* (Edinburgh: Tuckwell Press, 1997), p. 209.
- (26) Norman Reid, ‘The Political Role of the Monarchy in Scotland, 1249–1329’ (unpublished PhD thesis, University of Edinburgh, 1984), pp. 354–56.
- (27) 引用された文献 *われど加べし* : Grant G. Simpson, ‘The Declaration of Arbroath revitalised’, *SHR*, 56 (1977), pp. 11–33, at p. 11.
- (28) A. A. M. Duncan, ‘The Making of the Declaration of Arbroath’, in *The Study of Medieval Records: Essays in hon-*

our of Kathleen Major, ed. by D. A. Balfour and R. L. Storey (Oxford: Clarendon Press, 1971).

- (29) Duncan, 'Making of Declaration', p. 188.
- (30) Simpson, 'Declaration revitalised', p. 26. *RRS5* の「書記」がマーブローヌ宣言や清書した: *RRS5*, p. 174. シンプソンは宣言の作筆をロバート・マクドナルド・キンモント・アレクサンダー・キヌムム・マウエルスター・マクドナルド・ワラー・トゥインホルム の二人の候補を挙げてゐる。
- (31) Grant G. Simpson, 'The Declaration of Arbroath: What Significance When?', in *The Declaration of Arbroath: History, Significance, Setting*, ed. by Geoffrey Barrow (Edinburgh: Society of Antiquaries of Scotland, 2003), pp. 108-15, at p. 108.
- (32) *The Records of the Parliaments of Scotland to 1707* (以下 *RPS* としる参照), ed. by K. M. Brown et al (St Andrews, 2007-2011), Date accessed: 1 April 2015, 1320/4/1.
- (33) Terry Brotherstone and David Ditchburn, '1320 and A That: The Declaration of Arbroath and the Remaking of Scottish History', in *Freedom and Authority, Scotland c. 1050-1650: Historical and Historiographical Essays presented to Grant G. Simpson*, ed. by Terry Brotherstone and David Ditchburn (East Linton: Tuckwell Press, 2000), pp. 10-31, at p. 21.
- (34) Simpson, 'Declaration revitalised', p. 24.
- (35) わが国の「ヘギリス史」学界におけるその宣言の理解

スロットランド王ロバート一世の王権と印璽 (上)

は、その半世紀ほどの主としてスロットランドにおける研究が全く考慮されてゐない。『世界歴史大系ヘギリス史一先史一中世』三五七-五八頁; 近藤和彦(編)『ヘギリス史研究入門』(山川出版、新版、二〇一〇年)六九-七二頁。

- (36) Barrow, *Robert Bruce*, p. 389; Michael Brown, *The Wars of Scotland 1214-1371* (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2004), pp. 219-20.
- (37) A. A. M. Duncan, 'The War of the Scots, 1306-23: *Transactions of the Royal Historical Society*, 6th Series, 2 (1992), pp. 125-51.
- (38) Duncan, 'War of Scots', p. 129.
- (39) Michael Penman, 'A fell contrairioun agayn Robert the duncy king: the Soutles conspiracy of 1318-1320', *Innes Review*, 50 (1999), pp. 25-57. Amanda G. Beam, *The Balfour Dynasty 1210-1364* (Edinburgh: John Donald, 2008), pp. 205-9.
- (40) Duncan, 'Making of Declaration', p. 130. Cf. Roland J. Tanner, 'Cowing the Community? Coercion and Falsification in Robert Bruce's Parliaments, 1309-1318', in *Parliament and Politics in Scotland 1235-1560*, ed. by Keith M. Brown and Roland J. Tanner, The History of the Scottish Parliament, 1 (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2004), pp. 50-73, at p. 52; Colin McNamee *Robert Bruce: Our Most Valiant Prince, King and Lord* (Edinburgh: Birlinn, 1997), p. 244.

八九 (七三三)

- (41) Penman, 'Soules Conspiracy', p. 55. 彼はロバーター一世の伝記を著し「この伝記の別名は『スノットマン』の後に『オウカムカメコレタム』と添えつけられた。証書史料を駆使して王位に於ける後半の経緯を述べらる。Michael Penman, *Robert the Bruce: King of the Scots* (New Haven: Yale University Press, 2014), p. 5.
- (42) Dauvit Broun, 'Rereading the "Deposition Clause" in the Declaration of Arbroath', in *The Breaking of Britain* <<http://www.breakingofbritain.ac.uk/blogs/feature-of-the-month/ton-july-2012/>>, 2012.
- (43) Brotherstone and Ditchburn, '1320 and A' That', p. 25.
- (44) Michael Penman, 'Robert I (1306–1329)', in *Scottish Kingship, 1306–1542: Essays in Honour of Norman Macdougall*, ed. by Michael Brown and Roland Tanner (Edinburgh: John Donald, 2008), pp. 20–48, at p. 40.
- (45) *The Register of the Great Seal of Scotland, A. D. 1306–1424*, ed. by John Maitland Thomson, new edn, Registrum Magni Sigilli Regum Scottorum (Edinburgh: Scottish Record Society, 1984) : *The Acts of Robert I King of Scots, 1306–1329*, ed. by A. A. M. Duncan, *Regesta Regum Scottorum*, 5 (Edinburgh: Edinburgh University Press, 1988). 前者を *RMSI* とし、後者を *RRS5* とし、参照する。以降、書名を言及するに「No.」を表現される番号は、*RRS5* 内の文書の番号を意味する。同様に「Ra」を表現される番号は、*RMSI* の Appendix 1 内の文書の番号を意味する。
- (46) 教皇庁の文書登録に由来する。Jane E. Sayers, *Papal Government and England during the Pontificate of Honorius III (1216–1227)* (Cambridge: Cambridge University Press, 1984), pp. 65–67; Leonard E. Boyle, *A Survey of the Vatican Archives and of its Medieval Holdings* (Toronto: Pontifical Institute of Medieval Studies, 1972), pp. 103–113. <https://doi.org/10.1017/S0022216X00000000>; V. H. Galbraith, *Studies in the Public Records* (London: Thomas Nelson and Sons LTD, 1948), pp. 66–85; V. H. Galbraith, *An Introduction to the Use of the Public Records* (Oxford: Oxford University Press, 1934), pp. 15–34; Nicholas Vincent, 'Why 1199? Bureaucracy and Enrolment under John and his Contemporaries', in *English Government in the Thirteenth Century*, ed. by Adrian Jobson (Woodbridge: Boydell Press, 2004), pp. 17–48, at pp. 17–19; H. G. Richardson, 'Introduction', in *The Memoranda Roll for the Michaelmas Term of the First Year of the Reign of King John (1199–1200)*, The Publications of the Pipe Roll Society, 1199, New Series, 21 (London: J. W. Raddock & Sons, 1943), pp. xi–xviii; Richardson and Sayers, *Governance of Medieval England*, p. 170; David Carpenter, "'In Testimonium Factorum Brevium': The Beginnings of the English Chancery Rolls", in *Records, Administration, and Aristocratic Society in the Anglo-Norman Realm: Papers Commemorating the 800th Anniversary of King John's Loss of Normandy*, ed. by Nicholas Vincent (Woodbridge: Boy-

- dell Press, 2009), pp. 1-28; C. R. Cheney, *Hubert Walter* (London: Thomas Nelson and Sons, 1967), pp. 108-109. フォントはゴシック体。Olivier Guyotjeannin, 'French Manuscript Sources, 1200-1330', in *Paginate Literacy, East and West, 1200-1330*, ed. by Richard Britnell (Woodbridge: Boydell Press, 1997), pp. 51-71, at pp. 62-65; John W. Baldwin, *The Government of Philip Augustus: Foundations of French Royal Power in the Middle Ages* (Berkeley: University of California Press, 1986), pp. 407-18; C. Warren Hollister and John W. Baldwin 'The Rise of Administrative Kingship: Henry I and Philip Augustus', *American Historical Review*, 83 (1978), pp. 867-905, at pp. 895-96. フォントはゴシック体の文書登録ゴシック体。Clanchy, *From Memory*, pp. 75-78; C. R. Cheney, *English Bishops' Chanceries, 1100-1250* (Manchester: Manchester University Press, 1950), pp. 100-10; David M. Smith, *Guide to Bishops' Registers of England and Wales: a Survey from the Middle Ages to the Abolition of Episcopacy in 1646* (London: Royal Historical Society, 1981), p. vii.
- (47) *The Acts of William I*, ed. by G. W. S. Barrow with the collaboration of W. W. Scott, *Regesta Regum Scottorum*, 2 (ゴトウ RRS2 ゾウゴトウ言文) (Edinburgh: Edinburgh University Press, 1971), pp. 57-59; Ahol L. Murray, 'The Scottish Chancery in the Fourteenth and Fifteenth Century', in *Écrit et pouvoir dans les chancelleries médiévales: espace français, espace anglais*, ed. by Kouky Fianu and DeLloyd

J. Guth (Louvain-la-Neuve: Fédération internationale des Instituts d'études médiévales, 1997), pp. 133-51, at p. 135; David M. Walker, *A Legal History of Scotland*, 7 vols (Edinburgh: W. Green & Son, 1988), i, pp. 94-96; M. Livingstone, *A Guide to the Public Records of Scotland Deposited in H. M. General Register House, Edinburgh* (Edinburgh: H. M. General Register House, 1905), pp. vii-xvii; J. Maitland Thomson, 'The Adventures of the Public Records of Scotland', in his *The Public Records of Scotland* (Glasgow: Maclehose, Jackson and Co., 1922), pp. 1-24; Bruce Webster, *Scotland from the Eleventh Century to 1603, the Sources of History: Studies in the Uses of Historical Evidence* (London: Sources of History Ltd, 1975), pp. 122-27; *RRS4-1*, pp. 37-39.

(48) 六〇九センチメートルの長さの現存ロールは、幅が二七センチメートルから三〇センチメートルで、長さがキチキチの二二の羊皮紙がひなめ合われており、九六の登録文書が記載されている。

(49) *RMS1* の序文はわずかに「〇センチ」で、失われたロールの情報源については言及するだけである。: *RMS1*, pp. v-xiv.

(50) 以下に続く登録簿については説明は *RRS5* (pp. 213-57) にあてておこう。 Cf. Murray, 'Scottish Chancery', p. 142.

(51) 現存ロールは地域に応じて分類されたロールの一つであり、一三二八年頃に編纂された。

(52) ロバート一世の典型的な文書は以下の様な書式を持つ

ていゝ：(発給者名) Robertus (肩書) Dei gratia rex Scottorum (宛先) omnibus probis hominibus tocius terre sue (挨拶) salutem. (叙述部) Sciatis (措置部) nos dedisse concessisse et hac presenti carta nostra confirmasse Ade marescallo valletto nostro dilecto et fideli pro homagio et servitio suo totam baroniam de Meners in valle de Tweede cum pertinenciis. (認証定式) In cuius rei testimonium presenti carte nostre sigillum nostrum precepimus apponi. (証人) Testibus, ... (発給地) Apud Dundee (日付) vicesimo primo die Octobris anno regni nostri octavo.「神の恩寵によりスコット人の王ロバートが、彼のすゑの土地のすゑの良きものたちに挨拶する。以下のことを知れ。すなわち、余がこの余のうちにある証書によつて親愛なる忠実なマダム・マーシヤルに、彼の臣従礼と奉仕とひきかえに、トゥワードの谷にあるマナーの全バロン領へその付随物を、与へ、譲与し、確認したことを。このことの証拠として、この証書に余の印璽が取り付けられるように、余は命じた。証人……。タンハイヤーにおいて、余の治世八年一〇月二二日」。 Cf. RRS2, pp. 75-83; RRS5, p. 4; Marie Therese Flanagan, 'The Form and Function of the Latin Charter in the European Tradition', in her *Irish Royal Charters: Texts and Contexts* (Oxford: Oxford University Press, 2005), pp. 25-33; 『中世文献史料用語解説』レオポール・シュニコ『歴史学の伝統と革新—ベルギー中世史学による寄与—』(森本芳樹監修、九州大学出版会、新装版、一九九六年)、付録1

- (11) 一〇一—一五頁)：『西洋中世学入門』(高山、池上編、東京大学出版会、二〇〇五年)、六七—六八頁。
- (12) RRS5, p. 197.
- (13) Colm McNamée, *The Wars of the Bruce: Scotland, England and Ireland 1306-1328* (East Linton: Tuckwell Press, 1997), p. 9.
- (14) わが国における印章・印璽研究は、前述の岡崎氏によるものほか、次のものなどがある。岡崎敦「バリ司教の印璽(一—二世紀)——ビュール・ロンバールの第一印璽をめぐって」『西洋史研究』、新輯二四号(一九九五年)、四五—八一頁。古川誠之「中世フランス都市印章研究と『都市の表象』」『西洋中世研究』、二(二〇一〇年)、一六一—一七八頁。
- (15) Brigitte Bedos-Rezak, 'Medieval Seals and the Structure of Chivalric Society', in *The Study of Chivalry: Resources and Approaches*, ed. by Howell Chickers and Thomas H. Seiler (Kalamazoo: Published for the Consortium for the Teaching of the Middle Ages, 1988), pp. 313-72, at p. 313.
- (16) Harvey and McGuinness, *Guide*, p. 1.
- (17) Tout, *Chapters*, i, pp. 122-23.
- (18) Reginald L. Poole, *Seals and Documents*, The Proceedings of the British Academy, 9 (London: Oxford University Press, 1919), pp. 3-5.
- (19) M. T. Clanchy, *From Memory to Written Record*, 3rd edn (Oxford: Wiley-Blackwell, 2013), p. 311; Harvey and

McGuinness, *Guide*, pp. 3, 27.

- (16) Clanchy, *From Memory*, p. 312; Frederick Pollock and Frederic William Maitland, *The History of English Law before the Time of Edward I*, 2 vols. 2nd edn, reissued with a new introduction by S. F. C. Milsom (Cambridge: Cambridge University Press, 1968), ii, p. 223.
- (17) Clanchy, *From Memory*, pp. 313-16.
- (18) Clanchy, *From Memory*, p. 317.
- (19) Clanchy, *From Memory*, pp. 300-305; Pierre Chaplais, *English Royal Documents: King John-Henry VI 1199-1461* (Oxford: Clarendon Press, 1971), p. 14. スロットランドに母らへあ一二世紀末に發給した給状の挿入が普通であること: *KRS2*, pp. 81-83; cf. Dauvit Broun, 'The Absence of Regnal Years from the Dating Clause of Charters of Kings of Scots, 1195-1222', in *Anglo-Norman Studies XXV: Proceedings of the Battle Conference 2002*, ed. by John Gillingham (Woodbridge: Boydell Press, 2003), pp. 47-63.
- (20) Peter Worm, 'From Subscription to Seal: The Growing Importance of Seals as Signs of Authenticity in Early Medieval Royal Charters', in *Strategies of Writing: Studies on Text and Trust in the Middle Ages*, ed. by Peter Schulte, Marco Mostert and Irene van Renswoude, *Utrecht Studies in Medieval Literacy*, 13 (Turnhout: Brepols, 2008), pp. 63-83.
- (21) 「印章の機能は文書を認証するに在りて証人の役

體せざるを以て其のたしめたる証言をたゞそのしるしに依る」:

- F. M. Stenton, 'Introduction', in *Transcripts of Charters Relating to the Gilbertine Houses of Sixte, Ormsby, Bullington, and Athingham*, ed. by F. M. Stenton (Horncastle: Lincoln Record Society, 1922), pp. ix-xxxvii, at p. xxxi.
- (22) Inger Larsson, *Pragmatic Literacy and the Medieval Use of the Vernacular: the Swedish Example*, *Utrecht Studies in Medieval Literacy*, 16 (Turnhout: Brepols, 2009), pp. 89-102.
- (23) Tout, *Charters*, i, p. 124. Cf. Pollock and Maitland, *History of English Law*, ii, p. 91.
- (24) Reginald L. Poole, *Lectures on the History of the Papal Chancery down to the Time of Innocent III* (Cambridge: Cambridge University Press, 1915), p. 119.
- (25) Clanchy, *From Memory*, p. 316.
- (26) N. Denholm-Young, *Seigniorial Administration in England* (London: Oxford University Press, 1937), p. 18.
- (27) David Crouch, *The Image of Aristocracy in Britain, 1000-1300* (London: Routledge, 1992), p. 242-46. Cf. Bedos-Rezak, 'Medieval Seals and Structure of Chivalric Society'.
- (28) Brigitte Miriam Bedos-Rezak, *When Ego Was Imago: Signs of Identity in the Middle Ages*, Visualising the Middle Ages (Leiden: Brill, 2011); Brigitte Miriam Bedos-Rezak, 'Replica: Image of Identity and the Identity of Image in Pre-scholastic France', in *The Mind's Eye: Art and Theo-*

- logical Argument in the Middle Ages*, ed. by Jeffrey F. Hamburger and Anne-Marie Bouché? (Princeton : Department of Art and Archaeology, Princeton University, 2006), pp. 46-64; Elizabeth A. New, 'Ileision ap Morgun Makes An Impression : Seals and the Study of Medieval Wales', *Welsh History Review*, 26 (2013), pp. 327-50.
- (74) Alfred Hiatt, *The Making of Medieval Forgeries : False Documents in Fifteenth-Century England* (London : British Library, Toronto : University of Toronto Press, 2004), pp. 25-26; Christopher N. L. Brooke, 'Approaches to Medieval Forgery', *Journal of the Society of Archivists*, 3 (1968), pp. 377-86, at pp. 380-81; Poole, *Lectures on the History of the Papal Chancery*, p. 152.
- (75) T. F. Tout, 'Medieval Forgers and Forgeries', in *The Collected Papers of Thomas Frederick Tout, Volume III* (Manchester : Manchester University Press, 1934), pp. 117-43, at p. 118; Pollock and Maitland, *History of English Law*, ii, pp. 504-505, 540.
- (76) Hiatt, *Making of Medieval Forgery*, p. 29.
- (77) Tout, *Chapters*, i, p. 123.
- (78) Clanchy, *From Memory*, p. 299.
- (79) アンソニー・ヌーヤール「西洋中世の公証人制度」(中谷惣訳)『契約と紛争の比較史科学—中近世における社会秩序と文書—』(白井、田・ジャン・シャルキン、岡崎、金、渡辺編、吉川弘文館、二〇一四年)、『三四三—六〇頁。
- (80) C. R. Cheney, *Notaries Public in England in the Thirteenth and Fourteenth Centuries* (Oxford : Clarendon Press, 1972). C. R. Cheney, 'Notaries Public in Italy and England in the Late Middle Ages', in *The English Church and its Laws 12th-14th Centuries* (London : Variorum Reprints, 1982), Chapter XV, p. 182.
- (81) *Guide to Seals in the Public Record Office*, ed. by Hilary Jenkinson and the Public Record Office, 2nd edn (London : Her Majesty's Stationary Office, 1968) ; Hilary Jenkinson, 'The Great Seal of England : Deputed or Departmental Seals', *Archaeologia, or, Miscellaneous Tracts Relating to Antiquity*, 85 (1935), pp. 293-340; Pollock and Maitland, *History of English Law*, i, p. 190.
- (82) Clanchy, *From Memory*, p. 318.
- (83) 例やナリナヤム一世は、資金が不足した時に臣民たちの文書が彼の新たな印璽で押印されることを要求した : H. G. Richardson and G. O. Sayles, *The Governance of Mediæval England from the Conquest to Magna Carta* (Edinburgh : Edinburgh University Press, 1963), p. 328; Stubbs, *Constitutional History* i, p. 545.
- (84) Jenkinson, 'Great Seal of England : Deputed or Departmental Seals', p. 300 and n. 2.
- (85) T. F. T. Plucknett, 'Deeds and Seals', *Transactions of the Royal Historical Society*, 4th Series, 32 (1950), pp. 141-51, at p. 150; Pollock and Maitland, *History of English Law*, ii, p. 224.

- (8) たゞし「口頭で表される王の意思は、いかなる文書によってもそのより重く扱はれた」ところの指摘も念頭に置くべきであらう。Pollock and Maitland, *History of English Law*, i, p. 515.
- (87) イングランドと比較した主として十三世紀のスコットランドの行政については以下の章が有用である。David Carpenter, 'Scottish Royal Government in the Thirteenth Century from an English Perspective', in *New Perspectives on Medieval Scotland 1093-1286*, ed. by Matthew Hammond (Woodbridge: Boydell Press, 2013), pp. 117-59.
- (88) Harvey and McGuinness, *Guide*, pp. 3-5, 27.
- (89) Galbraith, *Studies*, p. 57; Chaplais, *English Royal Documents*, p. 2.
- (90) Chaplais, *English Royal Documents*, p. 2.
- (91) H. C. Maxwell-Lyte, *Historical Notes of the Use of the Great Seal of England* (London: H. M. Stationary Office, 1926), p. 1.
- (92) Tout, *Chapters*, i, pp. 127-28; Chaplais, *English Royal Documents*, p. 3.
- (93) Tout, *Chapters*, i, pp. 131-33.
- (94) Pollock and Maitland, *History of English Law*, i, pp. 194-95; Tout, *Chapters*, i, p. 131.
- (95) Tout, *Chapters*, i, p. 140.
- (96) Chaplais, *English Royal Documents*, p. 2.
- (97) Tout, *Chapters*, i, p. 151; Maxwell-Lyte, *Historical Notes of the Use of the Great Seal of England*, pp. 20; Chaplais, *English Royal Documents*, p. 24; A. L. Brown, *The Governance of Late Medieval England 1272-1461* (London: Edward Arnold, 1989), p. 46.
- (98) Tout, *Chapters*, i, p. 152.
- (99) Tout, *Chapters*, i, pp. 155-56.
- (100) Tout, *Chapters*, i, p. 206.
- (101) 上記各編を参照。H. W. Ridgeway, 'Foreign Favourites and Henry III's Problems of Patronage', *English Historical Review*, 104 (1989), pp. 590-610, at p. 609.
- (102) Brown, *Governance*, p. 46.
- (103) Tout, *Chapters*, ii, pp. 60-61.
- (104) Tout, *Chapters*, ii, pp. 73-74; Brown, *Governance*, pp. 48-49.
- (105) Prestwich, *Edward I*, pp. 401-35.
- (106) 以下の欄で述べた1300年の「11世紀のフランスの*Chartae Artium super Cartas*」と表紙を比べて。 Cf. Pollock and Maitland, *History of English Law*, i, p. 194; Chinese, *Introduction*, p. 152.
- (107) Brown, *Governance*, p. 24.
- (108) Tout, *Chapters*, ii, p. 82.
- (109) Brown, *Governance*, p. 47.
- (110) Tout, *Chapters*, ii, pp. 72, 78; Brown, *Governance*, p. 49.
- (111) Tout, *Chapters*, i, p. 156.
- (112) Brown, *Governance*, p. 47.
- (113) Wilkinson, *Chancery under Edward III*, p. 9.

- (114) Brown, *Governance*, p. 50.
- (115) James Conway Davies, *The Baronial Opposition to Edward II: Its Character and Policy* (Cambridge: Cambridge University Press, 1918), p. 133.
- (116) Davies, *Baronial Opposition*, p. 151.
- (117) Brown, *Governance*, p. 50.
- (118) Tout, *Chapters*, ii, p. 81.
- (119) Tout, *Chapters*, ii, pp. 143-44.
- (120) Brown, *Governance*, p. 47. Cf. Pierre Chaplais, 'Privy Seal Drafts, Rolls and Registers (Edward I - Edward II), in his *Essays in Medieval Diplomacy and Administration* (London: Hambleton Press, 1981), Chapter XX.
- (121) Brown, *Governance*, p. 49.
- (122) Chaplais, *English Royal Documents*, pp. 25-26.
- (123) Chaplais, *English Royal Documents*, p. 27.
- (124) Tout, *Chapters*, v, p. 116; Chaplais, *English Royal Documents*, p. 27.
- (125) Chimes, *Introduction*, p. 165-67.
- (126) Pierre Chaplais, *Piers Gaveston: Edward II's Adoptive Brother* (Oxford, Clarendon Press, 1994), p. 3.
- (127) Tout, *Chapters*, ii, p. 285.
- (128) Tout, *Chapters*, v, p. 2.
- (129) Tout, *Chapters*, ii, pp. 288-313; Brown, *Governance*, p. 46.
- (130) Tout, *Chapters*, ii, pp. 312-13. Cf. T. F. Tout, *France and England: Their Relations in the Middle Ages and Now* (Manchester: Manchester University Press, 1922), p. 103; B. Wilkinson, 'The Authorisation of Chancery Writs under Edward III', *Bulletin of the John Rylands Library*, 8 (1924), pp. 107-39, at pp. 108-109.
- (131) Galbraith, *Introduction*, pp. 26-27. Cf. Wilkinson, 'Authorisation of Chancery Writs', p. 138. 一三世紀のフランスに於ける文書の起草に於ては、A. L. Brown, 'The Authorisation of Letters under the Great Seal', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 37 (1964), pp. 125-56, esp. p. 154.
- (132) Tout, *Chapters*, v, pp. 1-2; Chimes, *Introduction*, pp. 187-88; Brown, *Governance*, p. 51.
- (133) *RPS*, 1401/2/4.
- (134) A. A. M. Duncan, 'The Earliest Scottish Charters', *SHR*, 37 (1958), pp. 103-35; A. A. M. Duncan, 'Yes, The Earliest Scottish Charters', *SHR*, 78 (1999), pp. 1-38. 一) わが国の印鑑は上面にのみ、その図柄は同時代のハンマーハンズ王のものとほぼ一致した。画面の印鑑の最古の例は一二世紀初頭のノーマンチンター一冊(一〇七一年—一四四年)のものと見られる; Harvey and McGinness, *Guide*, pp. 3, 5-6, 27.
- (135) David Broun, 'The Writing of Charters in Scotland and Ireland in the Twelfth Century', in *Charters and the Use of the Written Word in Medieval Society*, ed. by Karl Heidecker, *Utrecht Studies in Medieval Literacy*, 5 (Turnhout: Brepols, 2000), pp. 113-31.

- (36) Broun, 'Absence of Regnal Years', pp. 47-63.
- (37) Dauvit Broun, 'The Adoption of Brieves in Scotland', in *Charters and Charter Scholarship in Britain and Ireland*, ed. by Marie Therese Flanagan and Judith A. Green (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2005), pp. 164-83.
- (38) Harvey and McGuinness, *Guide*, p. 6.
- (39) Dauvit Broun, 'Gaelic Literacy in Eastern Scotland between 1124 and 1249', in *Literary in Medieval Celtic Societies*, ed. by Huw Pryce (Cambridge: Cambridge University Press, 1998), pp. 183-201; Cynthia J. Neville, *Land, Law and People in Medieval Scotland* (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2010), pp. 72-99.
- (40) RRS2, no. 94.
- (41) John Reuben Davies, 'The Donor and the Duty of Warrandice: Giving and Granting in Scottish charters', in *The Reality behind Charter Diplomatic in Anglo-Norman Britain*, ed. by Dauvit Broun (Glasgow: University of Glasgow, 2010), pp. 120-65, at p. 129.
- (42) Matthew H. Hammond, 'Assemblies and the Writing of Administrative Documents in the Central Medieval Kingdom of the Scots', in *Medieval Legal Process: Physical, Spoken and Written Performance in the Middle Ages*, ed. by Marco Mostert and P. S. Barnwell, Urecht Studies in Medieval Literacy, 22 (Turnhout: Brepols, 2011), pp. 123-46.
- (43) Neville, *Land, Law and People*, p. 94.
- (44) Neville, *Land, Law and People*, p. 94. Cf. Bruce A. McAndrew, 'The Sigillography of the Ragman Roll', *Proceedings of the Society of Antiquaries of Scotland*, 129 (1999), pp. 663-752; John Reuben Davies, 'The Making of the Ragman Roll: the work of the Notary', in *The Breaking of Britain* (<http://www.breakingofbritain.ac.uk/blogs/feature-of-the-month/november-2011-the-making-of-the-ragman-roll/>), 2011.
- (45) A. A. M. Duncan, 'Regiam Majestatem: A Reconsideration', *Juridical Review*, 6 (1961), pp. 199-217.
- (46) *Regiam Majestatem and Quoniam Attachamenta based on the Text of Sir John Skene*, ed. and tr. by Lord Cooper (Edinburgh: Stair Society, 1947), p. 200. Cf. Neville, *Land, Law and People*, p. 84.
- (47) 「レギマト・マヘスタターナト」は一二世紀のイングラントを法論者である「マランザイル」を模倣しただけであり、一三世紀末を一四世紀初めのスコットランドの法の実態を反映しているわけではなからという主張がある。しかし、スコットランド王の宮廷に密接に関係した「公式な」ものの中にあって作成されたところから見て、今は一般に受け入れられたらざるをえない。Duncan, 'Regiam Majestatem'; Hector L. MacQueen, 'Regiam Majestatem, Scots Law, and National Identity', *SHR*, 74 (1995), pp. 1-25, at p. 3; Walker, *Legal History*, i, pp. 108-21。『西洋中世学入門』二四五頁。
- (48) Duncan, 'Making of Declaration'. つの宣言については

第一節を見よ。

- (149) Tanner, 'Cowing the Community'; Keith M. Brown and Roland J. Tanner, 'Introduction: Parliament and Politics in Scotland, 1235-1560', in *Parliament and Politics in Scotland 1235-1560*, ed. by Keith M. Brown and Roland J. Tanner: The History of the Scottish Parliament, 1 (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2004), pp. 1-28, at p. 14.
- (150) RRS5, no. 242.
- (151) スコットランド女王の文書作成部門は一六世紀の終わりに「キャペルの *capella*」と呼ばれた: Murray, 'Scottish Chancery', p. 135.
- (152) RRS5, no. 326.
- (153) 'Ces sont les poincez que le dit sire Robert demande ouoir enseales du grand seal le roy Dangletere': RRS5, p. 576.
- (154) RRS5, p. 89.
- (155) RRS5, p. 87.
- (156) Chaplais, *English Royal Documents*, pp. 15-16.
- (157) シャペルが言ひかへるに (Chaplais, *English Royal Documents*, pp. 16-18) 「王自身にたいして認証される *Teste me ipso*」という文言は必ずしも王が発給日に発給地にいたところなどを意味しない。しかし、証人が発給地に居合わせたかどうかの問題は、王以外のすべての証人にもあてはまる問題である。ここで重要なのは、ある人物がある処置を認証し、その人物が証人として文書に記載される
- 価値があるところの点である。
- (181) RRS5, p. 266.
- (182) A. A. M. Duncan, 'The Acta of Robert I', *SHR*, 32 (1953), pp. 1-39, at p. 1.
- (190) RRS4-1, nos. 86, 116; *Handlist of the Acts of Alexander III, the Guardians, John, 1249-1296*, ed. by Grant G. Simpson, *Regesta Regum Scottorum* (Edinburgh: University of Edinburgh, 1960), no. 375 (Amanda G. Beam, *The Balliol Dynasty 1210-1364* (Edinburgh: John Donald, 2008), Appendix C, no. 29).
- (191) しかし、王璽を責任下におく正式な組織の存在は、ロバートの次のライオンズ二世の時に初めて確認される: Murray, 'Scottish Chancery', p. 147. 専門の役人の存在が言及されることは、必ずしも王璽が重要ではなかったことを意味しない: Tout, *Chapters*, ii, p. 37.
- (192) RRS5, pp. 119-20.
- (193) RRS5, pp. 119-26.
- (194) RRS5, pp. 125-26.
- (195) RRS5, p. 186; Duncan, 'Acta of Robert I', pp. 17-18, at p. 18.
- (196) Alexander Grant, *Independence and Nationhood: Scotland 1306-1469*, New History of Scotland, 3 (London: Edward Arnold, 1984), p. 149.
- (197) アープロウスが発給地であると記されるほとんどの文書に関して、王ではなく国璽がその地に存在したと主張するダンカンに対して、ペンマンは王がアープロウス大

修道院にたより頻繁に訪れたと述べている。彼は王ロマン
 への敬虔さを考慮し、王は諸聖人を祝うために時々この
 大修道院を訪れて行ったと信じている： Michael Pennan,
 Robert I (1306–1329)’, in *Scottish Kingship, 1306–1542: Essays in Honour of Norman Macdougall*, ed. by Michael
 Brown and Roland Tanner (Edinburgh : John Donald,
 2008), pp. 20–48, at pp. 35–36. Cf. Keith Stringer, ‘Ar-
 broath Abbey in Context, 1178–1320’, in *The Declaration
 of Arbroath: History, Significance, Setting*, ed. by Geoffrey
 Barrow (Edinburgh : Society of Antiquaries of Scotland,
 2003), pp. 116–41, at p. 122.

(89) The Scottish King’s Household’, ed. and tr. by Mary
 Bateson, in *Miscellany of the Scottish History Society, vol. II*
 (Edinburgh : Scottish History Society, 1904), pp. 2–43, at
 pp. 31–43.

(90) この書物に Cambridge の Corpus Christi College に所
 蔵されている。Parker Library, MS. 37.

(10) Bateson, ‘The Scottish King’s Household’, pp. 4–6.

(11) G. W. S. Barrow, *The Kingdom of the Scots*, 2nd ed. (Edinburgh : Edinburgh University Press, 2003), p. 75; G.
 W. S. Barrow, ‘The Pattern of Non-Literary Manuscript
 Production and Survival in Scotland, 1200–1330’, in *Progr-
 matic Literacy, East and West, 1200–1330*, ed. by Richard
 Britnell (Woodbridge : Boydell Press, 1997), pp. 131–45,
 at p. 134.

(12) A. A. M. Duncan, *Scotland : The Making of the King-*

スロットランド王ロバート一世の王権と印璽 (上)

dom, The Edinburgh History of Scotland, 1 (Edinburgh :
 Oliver & Boyd, 1975), pp. 595, 595–615. キンカンとは別の
 研究では、一二九〇年から一三三七年までに作成された
 文契について： A. A. M. Duncan, ‘The “Laws of Malcolm
 Mackenneth”, in *Medieval Scotland : Crown, Lordship and
 Community : Essays Presented to G. W. S. Barrow*, ed. by
 Alexander Grant and Keith J. Stringer (Edinburgh : Edin-
 burgh University Press, 1993), pp. 239–73, at p. 246.

(13) David Carpenter, ‘The Scottish King’s Household’ and
 English Ideas of Constitutional Reform’, in *The Breking
 of Britain* ([http://www.breakingofbritain.ac.uk/blogs/feature
 of-the-month/october-2011-the-scottish-kings-household/](http://www.breakingofbritain.ac.uk/blogs/feature-of-the-month/october-2011-the-scottish-kings-household/)),
 2011. Carpenter, ‘Scottish Royal Government’, p. 145, n.
 145.

(14) 前述した歴史家に加え、ラナルド・ニコルソン、ノー
 レン・リートやナイゼイック・ウォーカーがこの論考や
 スロットランド行政の描写のために使っている： Ranald
 Nicholson, *Scotland : The Later Middle Ages*, The Edin-
 burgh History of Scotland, 2 (Edinburgh, Oliver & Boyd,
 1974), pp. 20–23; Norman Reid, ‘The Political Role of the
 Monarchy in Scotland, 1249–1329’ (unpublished PhD the-
 sis, University of Edinburgh, 1984), pp. 29–32; Walker,
Legal History, i, pp. 141–52.

(15) Bateson, ‘The Scottish King’s Household’, p. 38.

(16) この論考は、国璽が尚書部長官の管理下にあったこと
 述べているが、印璽からの報酬を得ると述べている。

- (17) Duncan, 'Acta of Robert I, p. 16.」の論考の他にも、イングランドからの印璽の実践の影響を示す出来事がある。一三二四年のバノックバーンの戦いで、イングランド王の王璽とそれに関する三人の役人がスコットランド側に捉えられた。スコットランド人がイングランド王の王璽の実践を知ること機会があったことは間違いない。Tout, *Chapters*, ii, pp. 294-95; Maxwell-Lyte, *Historical Notes of the Use of the Great Seal of England*, pp. 60-62.
(以下(下)に続く)

[付記]

本稿は、平成二七年度慶應義塾大学大学院博士課程学生
研究支援プログラムによる成果の一部である。